

2023 年度長野県教育文化会議 総合研究会

第 1 回「教育の自主性と自律性を考える」総合研究会 …P.1

2023 年 4 月 22 日

- 講演：「宗教右派と教育への介入」
講師：山口智美さん（米国モンタナ州立大学）

第2回「特別支援教育を考える」総合研究会 …P.2

2023 年 6 月 24 日

- 講演：「どうしたらうまくいく？高校特別支援教育」
講師：岡 耕平さん（滋慶医療科学大学大学院）
- 特別支援教育をめぐる情勢
全国障害者問題研究会長野支部 太壽堂雄介さん（長野養護学校）
- 長野県公立高校における特別支援教育の現状
教文会議「多様な学び、生徒理解と発達研究会」 北原恵美

第 3 回夏の総研

主権者教育の原点に立つ—民主主義の学びをどうつくっていくか— …P.10

2023 年 7 月 22 日

- 実践レポート 1
「高校再編に対する生徒の関わり方はどうあるべきか」～三者協議会の活動が原点に～
報告者：小諸高校 坂口俊夫さん
- 実践レポート II
「つながる、生まれる。」～高校生と地域の財（たから）～
報告者：さくら・みらい塾 千桜舎 小島亜矢子さん
- 生徒のみなさんの報告
 - 1 池上史桜さん 「大学生と交流しよう」
 - 2 小田切日奈さん 「〇〇の部屋」
 - 3 倉沢日向子さん 「世界と繋がろう」
 - 4 飯島沙織さん 「鹿の『皮・革』を繋げたい」
- 演題 「なぜ日本の大学生は発言しない・討論できないのか—意見表明権の保障で主権者に育てる—」
講師 宮下与兵衛さん（東京都立大学）

第4回総研「ジェンダー平等の教育を考える」総合研究会 …P.27

2023年12月9日 オンライン

■講師：東優子さん

テーマ：「誰もが性の健康と権利を実現できる社会へ」

実践報告

■レポーター：佐藤知子さん（長野南高校 養護教諭）

「人間関係について～知っておいてほしいこと～」(養護教諭による保健講話の取組から)

第5回「デジタルシティズンシップ教育を考える」総合研究会 …P.31

2024年1月21日

■講師 豊福普平さん（国際大学 GLOCOM 准教授・主幹研究員）

講演「デジタルシティズンシップとは何か」

模擬授業「情報の信頼性を見極める」

■実践レポート①

「生徒の資料・情報探索を支援して」

諏訪清陵高校・附属中学校 学校司書 松井正英さん

■実践レポート②

「図書館を使った授業の実践 in 木曾青峰」

どうしたら役立つ学校図書館になるのか 本で調べる意義とは」

木曾青峰高校 学校司書 三澤五月さん

2023 年度長野県教育文化会議総合研究会概要

第 1 回「教育の自主性と自律性を考える」総合研究会

4 月 22 日、第 1 回総合研究会がオンラインにて開催されました。

講師は米モンタナ州立大学准教授、文化人類学者の山口智美さん、緻密なフィールドワークを行い、1990 年代以降のフェミニズム運動や右派運動など、日本の社会運動研究を深めていらっしゃいます。

昨今の政治、行政による教育への介入は激しさを増しているように感じられますが、それはすでに 1990 年代冷戦の終わり、新しい歴史教科書を作る会の動きから見られるとのことでした。また日本の性教育元年と言われる 1992 年以降、99 年の男女共同参画社会基本法制定前後からすでに「ジェンダーフリー、リプロダクティブヘルスアンドライツ、性の自己決定権」などについて宗教右派（日本政策センターや日本会議、統一教会など）や自民党議員（国会・地方）、右派メディア・知識人などによる「ジェンダーバックラッシュ」の動きが多方面から組織的にされてきたことが、順を追って詳しく解説されました。昨今話題の旧統一教会はむしろこの運動には遅れて関わり始めたとの解説もありました。

その後、地方における「男女共同参画社会づくり条例」の制定過程にこのバックラッシュの動きが大きく影響してきたこと、学校における性教育にも、組織を後ろ盾にした議員の圧力、マスメディアの宣伝による世論操作が大きく影響し、「行き過ぎた性教育」への規制が着々と進められてきたことがわかりました。今年 4 月、こども家庭庁が発足しましたが、子供を主体にせず「家庭教育」「親学」を重視する流れや「家庭教育支援条例」等の策定に 2016 年頃から旧統一教会の動きが目立つようになってきたことなど地域レベルでの動きにも注目が必要であると感じました。関係する地方議員によるトランスジェンダー差別を悪化させるような勉強会も行われているようです。また、長野県でも盛んである素手トイレ掃除運動にも関心を寄せていらっしゃるというお話もありました。

現代のアメリカでは、トランス差別法案が可決される、人工妊娠中絶を禁止される州が増える、等の反ジェンダー的動きが加速しているという状況で、グローバルにも同様の流れがありそれがまた日本へも影響してくるのかもしれませんが、ただ、アメリカの学生はその動きに対して反対の声を上げることもしており、「日本の若者は夫婦別姓などに賛成しているのに何でそれに反対する党に入れるのか」という疑問を持っている、というお話に、マスメディアや教育のあり方を考えさせられました。

我々はどうすべきなのか？保守的な動きは非常にネットワーク化されやすく、地道で真面目な支援者の運動に支えられているというお話もあり、その動きに対抗するには教育現場も流されず、地道に活動していく必要があるのだと痛感しました。息の長い、粘り強い調査研究に感心すると同時にこれから自分も頑張らないと、と気合いを入れ直した研究会でした。

第2回 「特別支援教育を考える」総合研究会

教文会議「多様な学び、生徒理解と発達研究会」副代表北原より「特別支援教育を考える総合研究会」の趣旨説明がありました。

はじめに、教文会議課題別研究会が再編され、これまでの生活指導研究会、定時制通信制教育研究会と特別支援教育研究会の共通の視点を持って学び合うことをイメージして新たに「多様な学び、生徒理解と発達」研究会が発足したことの報告がありました。

これまでの流れでは特別支援教育研究会が主軸となり、この総合研究会は教文会議と全国障害者問題研究会（全障研）長野支部、県障害者運動推進協議会（県障推協）の三者共同によって行われ 15 回目の開催となります。

特殊教育から特別支援教育への移り変わりがあり高校に特別支援教育が制度として導入されて 16 年です。当初は高校教職員の特別支援教育に対する認識の定着、軽度な知的障がい、発達障がいの生徒に対して対応しなければならないスキルの必要性など高校の悩みに応えるという意味合いで中学、高校、特別支援学校との連携が必要と考え始められました。年々増加する発達障がいのある生徒の増大に伴い、高校における特別支援教育の必要性が顕在化したことにより、障がいのある子どもたちだけでなくすべての子どものために、高校だけではない広い視点を持って連携し、共に学習を深め続けている学習会であることが確認されました。

講演：「どうしたらうまくいく？高校特別支援教育」

講師：岡 耕平さん（滋慶医療科学大学大学院）

昨年のテーマ「高校における特別支援教育の組織づくり」に引き続き岡耕平さんにご講演をいただきました。今回は前回は踏まえ「どうしたらうまくいく？」の観点で ICT 教育の課題、昨年来より話題になっていた国連勧告にも触れていただき一歩前進したお話をいただきました。

■高校での特別支援教育の難しさ

高校の特別支援教育は難しいと言われながら、選抜して適格者入学を行っている建前から制度が脆弱であることは明らかである。一方、義務教育の特別支援教育は拡充され GIGA スクール構想も始まり授業のやり方も大きく変化している。小学校から中学の変化もあるが、中学から高校の授業風景は全く違ったものとなり、実態として多くの高校において支援はほとんど受けられなくなっている。高校には特別支援教育のノウハウのある教員が少ないことに加え、まれに支援教育の経験のある教員などには丸投げになってしまう現状もありそうだ。

更に高校は学力により支援ニーズが異なることからアプローチが変わり、それぞれの学校ベースで取り組む必要があることも高校の特別支援教育の困難さにつながる。また、学校全体で取り組む必要があるにもかかわらず、義務教育ではないことから教員間で意見が割れることさえある。高校における「通級による指導」は学習が困難な学校に偏りがちだが、大阪では進学校においても通級指導の実践を行っているので参考にされたい。

■国連障害者権利委員会勧告の意図への不理解と高校での問題

障害者権利条約の制度の中に含まれる「定期的な審査」が行われ、日本政府は今回勧告を受けた。国連側と日本の多数派の考え方にはソーシャルインクルージョン（社会的包摂）に対する認識のズレや「個

別最適化」に対する認識のズレがある。

その背景には様々な声があり国連の勧告が理解されないことと、高校での特別支援教育が理解されないことには共通性がある。高校の通常教育の中での支援教育の実態は「統合」：インテグレーション（標準化されていけば受け入れる）であるのに、インクルージョン（すべての者が公平に教育/就労に参加できるように障壁を乗り越えるためのビジョンを伴った具体的で体系的な改変プロセス）と思い込んでいることが困難さの背景にある。そのズレに対して高校の通級は障がいの社会モデルを修正していく意味では大切な役割を担っている。

軋轢が生まれる背景としては機会の均等や公正性（Fairness）をどう考えるかについて、「道徳」ではゴールが決まっていてそのことに時間を割いているが、倫理、法、権利に時間をかけている例はほぼない。学校教育で学ぶことの中に「公正」を教える機会は殆ど無く人権教育が圧倒的に不足していると考えられる。

また、純粋に学力だけで評価すれば公正（平等）かと言えばそうではない。「現在の能力」は「過去の機会」の蓄積であることが理解されにくい。調査から、東大に進学できている家庭に貧困家庭はないことから、環境から得られた機会の蓄積は個人と環境の相互作用として理解されるべきである。

インテグレーション（統合）では障害のある生徒がどうすれば授業に参加できるか（ついてこれるか）を目的にしてきたが、障害のある子どもによりよい教育をグレードアップする視点ではなく通常教育の変革こそが必要とされている。

■高校の支援教育に関連する事象の経緯について

1945年戦後すぐに教育基本法ができた。53年には分離教育が明確となり63年には適格者主義が確立する。その後、78年には障がいのある子どもとない子どもの双方にとって良かれとしていた就学免除や就学猶予が原則廃止。84年高等学校の入学者選抜は適格者主義をやめて学校裁量となった。この流れの中WHOがICIDH（国際障害分類）を採択したこと、2001年にはICF（国際生活機能分類）を採択して障がいの個人モデルから社会モデルの考え方となったことへの理解は重要である。

2006年に国連は障害者権利条約を採択。学校教育基本法の一部改訂があり、日本は特殊教育（欠陥を補うための教育）から特別支援教育（生活や学習上の困難を改善・克服するための教育）に変更。背景にはICIDHからICF人権モデルに影響を与えたといえる。

2011年改正障害者基本法、障害者権利条約の批准により合理的配慮が明記された。2014年障害者権利条約に批准。その間に2012年「インクルーシブ教育システム」理念の導入があった。しかし、現在においてもインクルーシブの概念は高校全体に行きわたってはいない。

2018年新学習指導要領では、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～（2021中教審答申）

による指導の個別化、学習の個性化、個に応じた指導についての解説があり、文科省によって「個別最適化」の概念となり教育委員会、学校現場に下ろされた。「成績」という一つの絶対的なゴールに向けて個人に応じて選択することが「個別最適化」だと捉えられていることに間違いがある。

■高校での支援教育に関して必要な概念

高校では特別支援の前提となる予備知識が違うため、支援教育を受け入れる土壌がないと考えられる。次にあげる5つについて高校に必要な最低限の理解が必要である。

- ① 障がいの個人モデルと社会モデルの違い
- ② インテグレーションとインクルージョンの違い

③ディスクレパンシーアプローチと RTI アプローチの違い ④ユニバーサルデザインとバリアフリーデザインの違い ⑤合理的配慮と教育的配慮の違い

・障害の個人モデルと社会モデルの違いについて、
世界的な障がいの国際分類基準：ICIDH（1980）による3つの分け方では「機能形態障害」は医学・医療が、「能力障害」についてはリハビリ・教育が、「社会的不利」（社会参加できなくなるハンディギャップ）に対しては福祉の3段階棲み分けによる支援（アプローチ）が明確になった。のちに観点が変わり国際生活機能分類：ICF（2001）では環境と個人の相互作用があり、重要なのはこれまで個人（一部の人）の状態に整理されていたもの（障がいの個人モデル）が、すべての人に対して健康の構成要素という捉え（障がいは社会と人にある壁）となり「心身機能・構造」「活動」「参加」は環境と個人の相互作用で評価されることによりアプローチ全体が変化するという概念が学校には重要であり、生徒に対して障害（障害名）の有無ではなく、個の生徒に対して何が障がい（障壁）となっているかが重要である。その障壁に関して ICT によるアプローチの方法（活用）は複数ある。障害の人権モデル（ある特定な人だけに壁があるとしたら、その壁は整備されなければならない）と社会モデル（社会の仕組みによって障害となっている）の違いについても理解が必要である。

・支援の方法は一つではない
訓練による障がい克服の他に「自立」の考え方として「個人のできることを増やす」ことと考えられがちだが、「ルールを変える」「代替手段を使う」「力を借りる」（依存先を増やすこと：熊谷信一郎）。このことを高校の中で学びたい。また、例として「見えないことが障がいなのではなく、見えないことによる不利益が障がいなのである」（星加, 2007）教師はこのことを理解する必要がある。人間と社会の間にある壁を解消するための最適な方法を生徒が自分の意思で選択しながら「不利益の解消」を目指すことはやがて就労において役立つことになる。

・インクルージョンとは多数派の見直しである。多数派のためのルールに合わせることなくマイノリティー（少数派）に優位にするための仕組みは、少しでも多くの人に参加できるという「人権」の考え方と言える。正義と悪がぶつかっているわけではなく2種類の正義がぶつかっている。

通信制に転学する生徒の増加は、マイノリティーにとって現在の学校のバリアを検討することにつながる。通常学級に在籍する特別な教育的配慮を必要とする生徒は6.3%から6.8%(2022年)に増えたが、学習面又は行動面で著しい困難を示す割合は、ステージ（小→中→高校）を追うごとに減少している。困難は学校の制度によると言えるのではないか。

・ディスクレパンシーアプローチから RTI アプローチで介入を試す
「障害認定が先か支援が先か」は高校で必ず問題となる。「障がい」か「ただのさぼり」かについて障害名をトリガーとしてしまうことは間違いとなる。更に、困難がある生徒を高校通級指導に丸投げしてしまうことはすべきことではない。

繰り返し支援の必要があるかどうかを絞る方法として RTI における3層モデルがある。検査によって絞るのではなく定期テスト結果のような客観的なデータを基に介入してその理由を解消する。アセスメントが先ではなく介入により原因の解消を試すことの繰り返しで生徒への指導を決める。それには授業におけるユニバーサルデザイン（見通しを持つ、黒板の左端に授業内容を板書、タイマーを使うなどの手続き）と個別にバリアフリー（個別ニーズに対応）にどうアプローチするかなど、目的による違いを通常の方法だけではなく、広げていく環境として活かせるのが ICT である。高校では全教科について教え方を見直すことが急務だらう。

・ICTを何のために使うか

個人によって能力は違う。授業で理解できる生徒を増やすために使う（ユニバーサルデザインの視点）と、一人だけ別の方法で学ぶために使う（バリアフリー的視点）がある。使いこなして学習することを目標にせず「授業内容にアクセスするための手段」として使い、個別ニーズに対応する方法を自分で選ぶことができる能力（アプリ）を見つけることが望ましい。

GIGAスクール構想の始まり時期は教員のスキル格差が問題となっていたが、最近の小学校ではどの教師も使っている。しかし、何のために使っているかは追及されていない。子ども一人ひとりの持っている能力には違いがある、大切なことは一斉授業を皆同じ方法で行うのではなく、個々に合った基本アプリにアクセスできるためのアクセシビリティ機能（アクセスできる仕組み）を仕掛けているかである。自分に応じた使い方で不得意を補うことができることが授業の組み立てとなりICTの使い方を理解した配慮の合理性と言える。アクセスの権利を保障することは、就労の場面において本人が自分で合理的配慮の申請ができることに繋がる。誰もが学校外で使うことができるスキルとなっていることが重要である。

・合理的配慮と教育的配慮

合理的配慮（＝リーズナブル・アコモデーション）とは最終的なゴールを変えずに到達するまでの手段を変えること（アコモデーション）であるが、もう一つの配慮には目標（ゴール）そのものを調整すること（モディフィケーション）がある。合理的配慮の提供はリスクを承知したうえで「障害による不利益の集中を回避する」という考え方や、周囲の「ずるい」という不公平感をコントロールする視点を持った上で、本人にとって本当に必要なものを合意の上で行う配慮「機会の保証」である。この2つを区別することは重要である。

また、教育的配慮とはゴールそのものを変えることで「到達の保証」である。全体の難易度を下げるとなると本人のやる気をそぐものであり学校で使われていることに間違いがおこる。

配慮提供側によくある落とし穴として、「原因」と「結果」を取り違えている場合がある。本人が必要性を自覚していないのに教育的配慮（到達の配慮）のつもりで支援者が勝手に配慮することや、本人の認識なしに得意なことを活かすことを強く勧めることがある。配慮には本人の合意が必要である。また、アセスメントがあつての「配慮」ではなく、配慮のバリエーションを持って介入を繰り返し、その中から「個別最適化」の合理的配慮が実現する。就労してからも合理的配慮は必要で本人の申請によるものであることには触れた。本人にとって必要な配慮が仕事にどう活かせるのかを本人が理解する必要がある。

■学習と就労のアクセシビリティは共通

一般的に「何ができないか」が評価される傾向があるが「どこまでわかっているか」を評価する必要がある。「特性」ありきではなく、どのように問題を解決するかに焦点を当てて、今一度「発達障がい」を捉え直したい。合理的と思われる配慮の中にも問題が残る場合がある。（例：書くことが困難な子にノート代わりに写真撮影、読むことが困難に対してルビをふる、LD学習障害のある子の筆記問題を選択式にするなど）有効な支援・代替手段を見つける方法としてアクセシビリティの保障にはHow?型アプローチ（どうすればできる?型）（※ゴールを変えずに手段を変える）が必要。配慮の引継ぎにはWhat/Why?（何ができない?型）の情報も必要である。「できる」前提と環境を整えて保障することは学習と就労の共通点である。

■おわりに

- ・高校での支援教育を上手くいくようにするためには、特定の生徒に担当の人がアプローチするのではなく、学校全体で「いろんな条件があっても学習に参加できる」仕組みを作る必要がある。
- ・個別最適化された学びを実現するためには、アコモデーションとモディフィケーションを区別しつつ、教育のゴールを「成績」ひとつにしないことが重要。
- ・自分が一番パフォーマンスを発揮できる条件や環境を自ら得ることができる生徒を育てると社会が変わる。

○質疑から「場面緘黙」の生徒への対応

学校では一切しゃべらないが家では母親とも充分しゃべることができる事例がある。ならば学校でもしゃべって欲しいと思うが、学校側の認識として大切なことは「しゃべらないことによって教育が受けられない実態」があれば問題だが「しゃべることをゴールとせず、教育を受ける権利が保障されているか」に視点を置くべきである。無理にしゃべることを強要する必要はない。

以上、痛快な岡耕平さんによる講演の内容と資料をすり合わせながら筆者の解釈を加えてまとめたものです。細部の省略があるため岡さんの表現に合わない部分があることをご容赦ください。

特別支援教育をめぐる情勢

全国障害者問題研究会長野支部 太壽堂雄介さん(長野養護学校)

毎年、全障研の力をお借りして、特別支援教育に係る全国の情勢を背景に県内の取組などの報告をしていただいています。高校の現場では容易に関わりを持たない貴重な機会です。以下の3点について触れていただきました。

○2022年9月国連障害者権利委員会が公表した「日本の報告に関する総括所見」の教育関連の勧告について 資料【政府仮訳】

大きく新聞各紙で話題となった「障害児の分離教育中止の要請」に係る総括所見から【政府仮訳】教育（第24条）委員会の懸念（資料内51）と、委員会が要請する項目（資料内52）について（a）～（f）が対比している資料が提示され、中でも重要と思われる（a）「障害のある児童への分離された特別教育について」と（b）「特別支援学級の生徒が授業時間の半分以上を通常の学級で過ごしてはならないとした政府の通知の撤回」を中心に解説されました。また、総括所見が日本の「特別支援教育」の課題を鋭く指摘していることから勧告に対して全障研委員長の越野和之氏の談話の一部から次のことが紹介されました。

「特別支援教育のキャッチコピー『障がいの種別と程度に基づいて特別な場で行う特殊教育から障害のある子ども一人ひとりのニーズを把握し、適切な指導と必要な支援を行う特別支援教育へ』にもかかわらず、日本では相変わらず、障がいに応じた特別な指導・支援は特別な場（特別支援学級、特別支援学校）以外には用意されず、しかもこれらの特別な場は、通常の教育から隔離されたものであることも少なくはない。特別支援教育の成果を主張する政府報告にもかかわらず、こうした状況は改められないどころか、“特別な場”で学ぶ子どもの数は増え続けており、それは通常学級、通常学校が障がいのある子どもへの排除圧力を強め続けていることと深く結びついている。（越野談話）」

太壽堂さんは、インクルーシブ教育の実現に向けては、特別支援学級や特別支援学校をなくすという議論に矮小化されがちだが、むしろ考えなくてはならないのは通常学級を含めた日本の教育全体のあり方

ではないか。具体的には学級の人数も諸外国に比べかなり多いままである（小学校で漸く 35 人学級）。検定教科書や学習指導要領も背景にはあるが、インクルーシブと言って学びの場を一緒にすることだけでは、一人ひとりのニーズに合った配慮や合理的配慮は支援学級、支援学校でなければできない事となり、結局はニーズのある子どもをダンプングしてしまうことになりかねない。国連子どもの権利委員会から再三指摘されている「過度に競争的」な教育を改めようとしめない日本政府の姿勢が、通常学級から障害のある子どもたちを排除する一因となっている。と述べました。（掲載資料を含め、この内容については講師の岡耕平さんも大変興味深く捉え今回の講演の中でも触れられています。）

○第 3 次長野県特別支援教育推進計画について

2023 年 4 月から第 3 次特別支援教育推進計画が実施されています。これは第 4 次長野県教育振興基本計画の個別計画として、10 年先を見据え、今後 5 年間の特別支援教育のめざすべき基本方針や分野別の取組の方向性を示したものです。その中の「高等学校における特別支援教育の充実」では、「特別支援教育に係る支援力の向上」「多様な教育的ニーズに応じるための仕組みの整備」「卒業後を見据えた進路先との連携や多様な支援機関との連携強化」の 3 つの項目について書かれている。また、高校で発達障がい等があり支援の必要な生徒の個別の指導計画作成率の数値目標が掲げられていることから、数値を上げることが目標となっていないかと懸念を示されました。

○長野県の高校における発達障がいの実態など

県教委が公表している令和 4 年度の実態調査より、高校における医師による発達障がいの診断を受けている生徒の割合は 4.14% となっており調査開始の H19 年度から毎年増加している実態。中学校特別支援学級卒業の高校への進学率は 75.43%（全国平均 56.84%）、特別支援学校高等部への進学率は 18.19%（全国平均 37.92%）であることから長野県の特徴が報告されました。他、参考資料として文科省の「R3 年度通級による指導実施状況調査結果」から全国公立高校の該当生徒数、担当教員数の提供がありました。また、今年度（2023）から北信（長野養護）から高校へ巡回する自立活動担当教員が配置されたことが報告され、改めて県内でも取り組みに地域差があることがわかりました。

※太壽堂雄介（たいじゅどうゆうすけ）さんは全障研長野支部事務局長です。全障研会員に届く「全障研しんぶん長野版」は全国規模の情報満載で、誰でも参加できる学習会の紹介も充実しています。太壽堂さんの人柄がにじみ出るコメントが大変魅力的です。「2023 長野の子ども白書」には障害者権利条約にかかわって「障害のある子どもたちの学ぶ権利を考える～国連障害者権利委員会勧告の受け止めと今後の課題～」として執筆されています（7 月発行予定）。2022 年版には「障害のある子どもたちの教育年限延長～特別支援学校高等部卒業後の学ぶ権利について考える～」の執筆内容には特別支援教育の歴史的背景からの学び、現状の実態分析と先進的な提案はかなりの的をついています。私たち高校教員は生徒の発達（障がい）の様子、生徒（周辺生徒も含む）の苦しさから「高校と特別支援学校の棲み分け」などおそらく話題に上ることがありますが実態を知ることは大切な一歩だと確信しています。 教文会員は全障研の学習会参加でも教文から参加費補助が支給されることはご存じですか？参加して是非教文通信に感想等をご報告下さい。

長野県公立高校における特別支援教育の現状

教文会議「多様な学び、生徒理解と発達研究会」 北原恵美

当日資料として提示された内容を簡潔に報告いたします。

1 発達障がい、知的な困難さを抱える生徒の高校における支援継続について・・・

公立高校に在籍する「発達障害の診断名を持つ生徒の割合」は4.14%（R4）となり、特別支援教育制度導入から毎年増加している。課程別では全日制2.63%に対して、定時制19.6%、通信制5.7%と、多部制・単位制高校を含む定時制・通信制課程に発達障がいの生きづらさを持つ生徒は多く偏る。長野県は中学校「自閉症・情緒障がい学級」卒業生のうち90.9%（公立高校に58.5%）が、「知的障害学級」卒業生の48.8%（公立へ23.5%）が高校に進学している。更に発達障がいの疑いのある生徒数も加わり、特別なニーズがあり合理的配慮が必要と思われる生徒は、ほぼすべての高校に在籍している。診断名の有無にかかわらず発達障がいと同様に、各校とも可能な範囲で支援や配慮が実施されることが求められている。

その中で、多部制・単位制高校、夜間定時制高校は全日制課程に比べ少人数の学習環境の実現が安心につながり「多様性を受け入れる学びの場」として機能している部分があると捉えている。全日制高校においては、中学校まで特別支援学級在籍で少人数（最大8名）の環境で学校生活を送ってきた生徒が、高校では40名を定員とする学習環境となり、高校入学だけを目標として進学した生徒が行き詰まりを感じSOSを発している実態や中間教室在籍で適切な支援を受けてこなかった生徒も含め、困り感を伝える場もなく、教室に入ることさえ困難となる実態が報告された。無理解な環境下では2次障がいとなり教員の目は事態の收拾に集まってしまうがちで教員も疲弊する実態がある。全日制高校のコーディネーターからの実際の話を含めながら、SC、SSWなどの活用による支援の幅の広がりが報告された。

また、県内に公立の通信制高校は2校、サテライト校が1校だが、コロナ禍以来通信制課程への進学は6～7人に1人となり、広域通信制を含め入学者は増加傾向である。公立の全日制からも定時制課程からも年度途中の転入があり、「学校には毎日通わない」という学び方の選択幅を広げた。人との関わりを避けたい生徒にとって通信制は高校卒業の目的を果たす大切な制度だが、県内の通信制サテライト校は、毎日通うことのできる通信制でありながら公共交通機関の不便さや教員不足、設備不足による課題が山積で、通信制に居場所を求める生徒にとっては不十分な教育条件となっている。第2期再編案にあるスーパーフレックスハイスクールには通信制も設置されるとみているが、当たり前の特別支援教育が柔軟にできる学校となるよう地域と一緒に歩むことが期待される。

2 高校で引き受ける多様なニーズについて

社会につなぐ切れ目のない支援を必要とするケースは発達障がいをはじめとする障がい種にとどまらず、DV、ネグレクトなど愛着の問題に起因する人との関係性のトラブルや適応障害、自分を守るため他者に向けた攻撃や自身に向ける自傷行為。貧困家庭、ヤングケアラーなど多様性も多岐にわたる。4月「子ども家庭庁」の発足により、行政の枠組みが大きく変化した。SCはもちろん、SSWなどの社会福祉関係、行政の福祉サービス利用など学校との連携が頻繁になっていることを感じる。在学中の「子どもの最善の利益」と卒業時の「18歳成人」としての自立に向けて、外部資源と上手くつながるよう高校教職員の理解と仕組みづくりが必要となっている。

3 ニーズに応じた進路保障について

今年度の入学者選抜も昨年に続き、ほぼ全入の実態となった。診断名や障害者手帳があり明確な支援や

合理的配慮が必要な生徒数に見合った教員の加配を県独自で行うことを要求してきたが人的加配は期待できない現状がある。支援学校教員と高校の積極的な人事交流、支援学校分教室教職員との日常的な交流など組織としての特別支援体制づくりが必要。

今ある資源とは最大限の連携をしながら、一人ひとりの生徒に不利益にならない本人主体の進路支援を心がけたい。

4 新たな教育改革のなかのICT教育の推進

2022年度より自己負担による一人1台端末の導入となった。経済的負担感と共に、中学校までの不登校経験生徒の経験値の差や発達特性、知的能力による取り扱いの困難さがある。また、3年前のコロナ休校からスタートした進学校の授業展開に対して、定時制通信制課程ではタブレットの個人購入の遅れなど（全面的に県の貸与で対応している定時制高校もある）ICT教育の進捗状況には大きく学校間格差が生じた。特別支援教育こそ本当の「個別最適化」の活用実現がなされるべきである。

5 高校における「通級による指導」の実態

制度化され6年となるが実施校は現在も多部制・単位制高校3校に限定。今後は北信に再編されるスーパーフレックスハイスクールに開設される可能性がある。通級対象の生徒は各校数名（全県で17名）だが、担当教員は本来の教科の授業を持ちながら、複数の生徒を個別の指導計画のもとに「自立活動」を行うことで過重負担の実態がある。特別支援学校の自立活動専任巡回教員の活用と学校ぐるみの理解のもと、「通級指導」による教職員の学びが学校全体の特別支援教育の柱となる展開が期待される。

6 長野県は「第3次特別支援教育推進計画」を示した。

一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境を作ることを施策の柱として高校における「支援力の向上」「ニーズに応じる仕組みづくり」「卒業後を見据えた地域の多様な支援機関との連携強化」について具体的な方向性を示している。

また、国はこれまでの学校教育前提の学びのあり方から「子ども主体」の理念に基づき子どもの権利を守り、最善の利益を重要視するインクルーシブな学び、多様な学びの環境をさらに広げようとしている。中学校の特別支援学級から背中を押し高校へ生徒を送った先生方の高校における取組の注目度に対して、高校現場の受け止め、生徒観のギャップはぬぐえない。今、丁寧に現状を把握して障がいの有無にかかわらずすべての生徒が集団の中で「安心して共に学ぶ」ことができるよう、基礎的条件整備に加え公教育における教師の「子ども観」を問い直す時期にあると考える。

第3回夏の総研 2023年7月22日

主権者教育の原点に立つ

—民主主義の学びをどうつくっていくか—

■今回の総研は教文会議「参加と共同の学校づくり、子どもと地域研究会」が中心に企画したものです。研究会長の中村富貴子さんから冒頭に趣旨説明がありました。

真の主権者教育、市民を育てる教育がなぜ日本では進まないのか。また、最も民主的でなければならない「学校」であっても進まないのはなぜか。

安倍教育再生改革によって教育の自由が奪われ、教職員への管理統制が強まると同時に生徒への管理主義教育が強化されてきた。その中 2023年4月には、すべての子どもが意見を表明したり、社会活動に参加したりする機会を保障する「子ども基本法」がようやく施行された。主権者市民を育てる「民主主義の学び」を教育に取り入れるにはどうしたらよいのか、そのことが今総研の趣旨である。(要約)



■実践レポート1

「高校再編に対する生徒の関わり方はどうあるべきか」～三者協議会の活動が原点に～
小諸高校 坂口俊夫さん



小諸高校三者協議会とは

「より良い学校づくりをめざす生徒・保護者・教職員の三者協議会」の略称で、三者が同じ土俵で“より良い学校づくり” “生徒の健全な成長”を目指し、様々な事柄を協議する目的で1995年（平成7年）から小諸高校にて開催されている。三者が互いに信頼し、民主的に話し合い、地域に根差した学校づくりを目指すものでもある。

小諸高校では生徒会が中心となり生徒、教師、保護者（地域の方）の三者協議によって地域の方からも提言をいただきながら互いに信頼関係をつくり、地域を巻き込み学校の現状を知ってもらう活動を続けてきました。コロナ禍の2020年～2021年は活動停止。2022年度3月には、新校再編に絡めて小諸商業高校・小諸高校の2校合同の三者協議会が実施されました。

坂口さんからは、小諸高校のかつての三者協議会の実施内容から、分散した班ごとに生徒の考える課題を三者が話し合い、共有し、改善策をまとめ、更に改善策を地域に提案した事例の紹介があり、教職員もまた、生徒の声をくみ取り「教育条件整備」にも働きかけるなど、生徒の要望が発展的なものとなった共同の取組です。

そして、2023年（R5.3.16）高校再編に当たりこれまで小諸高校で行ってきた三者協議会を、生徒会執行部の投げかけにより小諸商業高校の生徒会、地域の方々、学校教職員も共に協議に参加した2校合同三者協議会を立ち上げました。生徒は「自分たちで主体的に両校の魅力を増やしていきたい」「新校を魅力ある学校にするために」という思いで話し合い、プレゼンも行いました。以下の通り総括しています。

【参加者】 学校長・教頭・各代表職員（教務・生徒指導・進路指導・生徒会・商業科・音楽科）・新校再編担当職員・生徒会役員執行部・PTA役員・参加希望職員 計約40名

【次第】 ①全体会（テーマや進め方の説明）②分科会（協議）③全体会（各分科会の発表・意見交流等）

【全体テーマ】「より良い学校をつくるには～新校開設に向けて～」

【各グループの協議題】

- ・「学校の生活指導・安全について」
- ・「学校の授業・学習について」
- ・「学校の規則・制服について」
- ・「学校の行事・クラブ活動について」
- ・「各校の連携・地域との関わりについて」

【総括】 三者協議会は、2～30年前に辰野高校や軽井沢高校で始まった取組だそうです。各グループ協議の進行も含めて運営は両校の生徒会役員で分担して行いました。教員も含めてコロナ禍以前の協議会に関わったものがおらず、1から作り上げた行事になりましたが、両校の交流を深めると言う意味でも大変充実した協議会になりました。冒頭、小諸高校の生徒会長から「私たちが引っ張っていくという気持ちで頑張りましょう！」という挨拶から始まり、7～8人のグループを形成し活発な意見交換を行いました。

各グループからは・良い点より課題が多かった・次のアクションにつなげていくことが大切だと思った・やらされ感なく自分たちで取り組んでいきたい・両校の魅力をどんどん増やし、この高校に行きたいと言う中学生を増やしていきたい・統合に向けても統合後も、3科がバラバラにならないように交流が深まればいい・両校の知らなかったところを知り課題解決に向けてこの会を持ってよかった等、多くの意見を全体で共有できたことをまとめています。

このような活動に繋がった大きな要因として、三者協議会とは別に小諸には島崎藤村の小諸義塾に未来をひっかけた「小諸未来義塾」があったことが紹介されました。H29年頃から再編の話が浮上して、市の広報誌に両校の生徒のそれぞれの取組みが掲載されました。生徒にとっては自分たちが在籍する学校ではなくても将来の後輩がこの町でどのような姿で高校に通うかをイメージしている。坂口さんは「現在の再編計画に息づいている」と語ります。

また、再編について同窓会が中心となった県の懇話会は15回（R4.12月～R5.5月）が終了し、対象校の生徒会長も参加しています。生徒代表は、懇話会のメンバーである各界の代表者に対して堂々と「こうであって欲しい」ことを発言します。更に、NSD（ながの



スクール・デザインプロジェクト)は「新しい学びの場」について、県主導で「小諸新校プロジェクト」のワークショップを行い、生徒の学びに合った空間づくり NSD の提案に対して生徒も意見を出します。新校舎にどれだけ反映されるかは期待と同時に疑問があるものの将来の高校生のために討議を重ねてきています。

坂口さんら教職員はかつて「生徒の声を聞かずに再編はありえない」と声にしました。基本構想の中には「地域に開かれた学校」が目標にあります。地域には課題も沢山あり学校としても課題を解決する力を養いたい。その原点になるのが小諸高校の三者協議会と言える。話し合いの場を執行部の生徒だけでなく学校全体で討議をしていく場に行けることは教職員としての助言や支援ができると考えている。懇話会も生徒の声を聞こうと提案を行い、生徒達らしさのあるスライドも生徒の力で作成し発表する場が保障されました。坂口さんは「この活動はぜひとも必要なことであり、この経験を重ねることは主権者として自分たちが主体的に関わった新校に対して、やがて大人になった生徒や地域には必ず役立つ」と締めくくりました。



■実践レポートⅡ

「つながる、生まれる。」～高校生と地域の財(たから)～
さくら・みらい塾 千桜舎 小島亜矢子さん

一般社団法人「さくら・みらい塾」主宰の小島さんは2013年に中学校教員を退職し、知人からの要望で学習塾を開設。2014年には飯田線の小さな駅の前にあった元歯科医院の空き家を使い、小、中、高の学習支援を始めました。「ドリル学習では力にならない」と、小学生には思考力、中学生には限界を学びその子の気持ちを引き出す取組を始めました。やがて、「放課後児童デイ」を開設して、箕輪町地域おこし協力隊員の手伝いもあり、発達障がいを持つ子どもたちの支援など様々な形で地域に根を張る活動を行っています。

箕輪進修高校の最寄駅であるJR木ノ下駅には居場所がなく、悪天候では雨や雪に濡れ震えながら電車を待つ高校生の姿がありました。中退者の多い高校、行き場所のない子どもたち、不登校の相談が多いことから昼間の居場所、安心できる大人がいる場所、いろんな子どもたちの居場所を目指して、高校生を含む子どもたちの第3の居場所として「こどもみらい塾」を作りました。

始まりは、かつて小島さんの塾生だった箕輪進修高校の生徒会長の声かけから空き家の大改修がはじまりました。折しも高校では「総合的な探究の時間」が導入され、上伊那の広域連合からの話があり、大改修には箕輪進修高校の1年生、伊那北高校の1クラスが「探求」の授業として関わり、地域の方の協力も得て、動の活動として床板はがしなどを行いました。



小島さんは、環境、地域の文化、社会貢献と自己実現・・・探究の授業の目指すところと、ご自分の思いの共通点に必然性を感じていました。学校と家の往復だけの高校生にいろいろな大人との関わりの場を与えている事、街づくり人づくりとして街を歩くフィールドワークを行うことにも上伊那広域連合が側面から支えています。

空き家と子どもの居場所づくりは更に発展して、伊那北高校の生徒たちは、長野高校出身の大学生がワークショップを行い、やがて町づくり「UT（アンダーツリー＝木ノ下）プロジェクト」を行うことになりました。

地域の人々に知って欲しいことから、誰もが参加できるイベントを次々に開催し、ケーブル TV 番組での紹介、インスタグラム掲載の活動も行っています。また、高校生や大学生など若者のつながりを作る場所として育てていくことを目指し「UT パレット」を企画しました。23 ものチームが企画案をつくりプレゼンテーションを行い地域にチラシも配布し実行しています。以下は UT プロジェクトの中から高校生による 4 つの企画「やりたいことをやってみよう！」の実践報告です。

1 池上史桜さん「大学生と交流しよう」

教育分野に興味があるが高校 1, 2 年時はコロナ禍で進路について受験情報格差を感じていた。現役大学生に勉強方法やメンタルの解消法など助言をもらいたい。高校生同士も悩みを語り合いたい。大学生 8 名高校生 2 3 名の参加による交流会を自分たちの力でいった。

事後は参加者の感想をまとめ、結果と考察として、SNS を使いやり取りができた、地域の新聞に取り上げてもらうことができた。など反省点もありながらも今後の展望として次回は特定の高校の参加にならないよう計画したい。など自分が得たことをポジティブに行っている様子が語られ、いずれも人とのつながりが確認され喜びの姿があった。



2 小田切日奈さん「〇〇の部屋」

高 1 の夏から登校が辛くなった。精神科やカウンセラーとはすぐに話ができなかった経験、全日制から通信制高校に転学後、自分の事が話せるようになって気持ちが楽になった。そのことから、日常の小さな出来事を多様な世代の人と話す場所づくりを企画。毎週の「おしゃべりルーム」ではパンの販売を行っているため子ども連れの常連さんも参加している。「人生わくわく計画」を企画してメンバーとチラシ作りやインスタによる宣伝、色グラムによる心理テスト、自分の抱く感情にスポットを当てるイベントを計画している。幸せなことの共有。やりたいと思ったことを行動する力が付いた。問題を解決する力が付いた。協力に感謝の気持ちを持つことができた。



とまとめた。

3 倉沢日向子さん「世界と繋がろう」

信州翼プロジェクトの支援によりカンボジアのホームステイを経験したことから、海外の経験をいろんな人に伝えたい。多くの人に海外の問題について興味を持ち、日本にいても世界の問題を考え続けたいという思いから、世界のことを身近に感じて欲しいと企画した。海外経験のない人にも参加しやすいようハードルが上がらないよう、自分と同じ目線で感じたことを伝えたい、一方的でなく対話重視の会



になるようにお互いに興味のあることを小グループになり車座で話をすることを計画した。年代も様々な30人もの人に集まってもらったことでは多くの人に自分たちの考えを聞いてもらった。Google フォームで参加者の感想と改善点をまとめた。世界に興味がある方もない方も自分の目標や未来を言語化する機会としたい。自分の考えたことを言語化して発信する企画は周りの人の力を実感できた。周りの人に共有することが実感できたとまとめた。

4 飯島沙織さん「鹿の『皮・革』を繋げたい」

ものづくり、魚釣り、革細工など自然が大好き。森林や林業に興味があり大学で学びたいと考えている。森林に係ることではシカによる鳥獣被害の実態から、地元の漁師さんと森林組合の方は鹿の使い道を考えている。鹿肉の7割は廃棄されていることから鹿皮を利用することを企画した。小学生から大人が集まり、キーホルダーづくりなどプロジェクト委員会を中心に鹿の角から作る体験会を実施している。将来は狩猟免許をとり鹿の解体、ジビエ処理を行いたい。祖父母の鶏解体から命の大切さと調理法を教わった。先人の知恵を学び伝えていきたい。羊の毛刈で廃棄される羊毛を加工して毛糸にする取り組みも今後考えたい。鹿革のなめし方の研究、革の加工方法を研究して、気楽に参加できるワークショップを開催したい。そのことを通して森林や鳥獣被害についての実態を多くの人に知ってもらう企画を計画している。以上高校生による報告。





UTパレットの会場は、飯田線沿線で2階からは電車が良く見えることから、子ども連れの大人や高齢者も立ち寄ります。近くの神社の祭りには場所を開放して、高校の文化祭で作成された張りぼてを借りて展示、金魚釣り、食品の販売など若者主体のプロジェクトがつながりを作り盛況な様子がケーブルTVで放映されるなど、地域に定着しつつあります。また、小島さんは高校の文化祭に出かけては面白い企画をスカウトするなど、ご本人が楽しみながら人とのつながりを持ち、高校生に地域の財（たから）である人材とのつながりを作り出し、社会を生き抜く力をつけることを本人たちと共にすすめています。個々の考えや特性をお互いに受け入れながら、小さなコミュニティからの発信を続けています。

講師 宮下与兵衛さん(東京都立大学)

演題 「なぜ日本の大学生は発言しない・討論できないのか

—意見表明権の保障で主権者に育てる—」

意見を言わない！目立つことは恐怖！

講演の初めに今の大学生の特徴について触れ、金沢大学教授の金間大介さんの著書『先生、どうか皆の前でほめないでください』を紹介されました。今の大学生の特徴について「自分の意見は言わない」「討論はしたくない」「目立つことが恐怖」「評価されるのが怖い」などあげられるが、その分析として「正解でなかったら困る」「相手に反論したらまずい関係になる」「目立つと打たれる」「『意欲・関心・態度』の観点別評価の弊害」などがその背景にあるとしました。

国際学力到達度テスト(OECDのPISA)では日本の子どもは教科の知識はあるが、教科横断的な総合的な力が弱く、知識を使える「生きる力」「人間力」が弱く、課題解決能力やコミュニケーション能力が低くなっています。これに対応するために文科省は「主体的・対話的に深い学び」に転換し、①具体的には総合的な学習の時間を重視し、②教科学習も協同学習を重視し、③主体的な参加型の学びに転換しました。

学校と社会の現状の中で、就活中の学生は「就活ではコミュニケーション能力やチームワークや連帯が求められるが、競争と自己責任といわれ、負け組にならないよう頑張ってきた。」「個性や主体性を出せと言われるが、高校ではみんなと同じようにやるよういわれ意見を言ったりしないよう目立たないようにした。」と言っています。

宮下さんは、学生に議論は相手を攻撃するものではなく、相手を尊重することだと伝えました。講義の中で、学生の発言を評価することはしないと伝え、その後学生は全体の場で発言をするようになりま

した。しかし文科省は学力の問題点は評価すれば改善すると考えています。新評価は小学生から導入されるので、小学生から発言ができない状況が出てくると思います。今回の観点別評価など施策は失敗するでしょう。評価、管理、教化は自由で開かれた対話がないところでは逆の方向へ進むことになります。

新自由主義が社会も若者も変えてしまった

新自由主義はシカゴ学派のハイエク、フリードマンの経済理論が中心です。福祉国家を否定したもので、「小さな政府」「マネタリズム」「市場原理主義」を中心としたものです。新自由主義がどのように広がっていったのか示したものが「ショック・ドクトリン」です。教育学ではデューイが民主主義教育をと考えたのもシカゴ大学です。新自由主義とは対極の研究が同じ大学でなされていました。

新自由主義政策を始めた英国のサッチャー元首相は「社会というようなものは存在しないと」主張しました。『社会』を新自由主義は解体していき、若者は『青年期』を失っていった。(豊泉周治)、「学力格差は家庭の経済力格差で済む。平等な競争なんてない」(耳塚寛明)という発言があります。文科省も子どもの学力の発達には家庭の経済力、家庭の文化力で決まると認めています。今の若者は「努力しても報われないと考える若者が増加し、努力せず平穩無事に暮らしたいという宿命論者が増えている」(土井隆義)という主張もあります。

パットナム教授(ハーバード大学)は『Bowling Alone: the Collapse and Revival of American Community』で若者の危機と警鐘を鳴らしました。新自由主義国家に転換されていき、また教育の中央集権化と競争原理の導入がすすめられた結果、若者に疎外感、ドロップアウト、シニシズムが広がり、若者の選挙の投票率が急落していったのです。若者たちは孤立化し、内向きになっていき、社会に目を向けなくなっていき、政治と政治家を嫌う、選挙に行かない、教会に行かない、労働組合に入らなくなっていきました。イギリスも日本も同じなのです。若者は青年期に社会に出会って大人になっていくのですが、新自由主義が「社会」を解体している現在、大人になりたくない「若者」が急増しているのです。

「社会」とは人類がつくってきた「自由・平等・民主主義・正義・共同・連帯」などで成り立つ共同体のことです。この福祉国家的社会が新自由主義で解体され続けているのです。

日本の若者の精神的幸福度はなぜ低い

片桐新自さんは「おとなになるより、子どものままでいたい」と思う大学生は56%もあり、多くの若者は「身近な人たちとなごやかな毎日を送る」ことを生活目標とする「身近で小さな幸せ」に内閉化していると言っています。また日本財団の調査(2019)でも「自分を大人だと思う」と答えた若者は世界各国平均が76.3%だったのに、日本の若者は29.1%だったという結果です。

若者は競争と自己責任の冷たい新自由主義の社会へは出ていきたくないのです。福祉国家は、裕福な人から税金を多く、貧しい人からは少なくとり、特に教育・福祉・医療などに手厚く、公平・平等・相互扶助・連帯をめざしました。しかし、新自由主義経済国家は、市場原理にまかせた「競争と自己責任」主義で、経済も教育も競争させて、弱肉強食の「勝ち組」と「負け組」になるのは自己責任としたのです。すべて「自己責任」「自助努力」とされ、国は企業のための低賃金の「非正規労働」(2,120万人)「派遣労働」(300万人)を公認し、ブラック職場、過労死が増え、ワーキングプア(年収200万円未満の人。1,900万人)が激増しました。大学の授業料は50倍(1970年から。物価は4.2倍のみ)になり、貧困家庭が急増し、格差社会になりました。経済的自立が困難になり、18歳から34歳の独身男性、女性の7割が親と同居(パラサイトシングル)しています。日本の若者の「精神的幸福度」は先進38カ国中37位(ユニセフ2020年)という結果になっています。

「親ガチャ」という宿命論

「親ガチャ」という宿命論がでています。日本の若者は、格差社会を宿命と自己責任だと考え、政治や社会変革に関心が向かわないのです。政治や社会に関心が無いので、新聞を読んだり、ニュースを見たりしない。選挙にも行かず主権者になれない人が3人に1人います。最悪のケースがやまゆり園事件の若者の「役に立たない者はいない方がいい」という優生思想は新自由主義の考え方なのです。現在、いじめ、派遣たらい回しで失業、絶望した若者たちの犯罪が急増しています。「勝ち組を殺したかった」小田急線・京王線事件などのナイフ事件、大阪クリニック放火事件と2021年夏から15件と急増しているのです。競争・学歴偏重の教育から東大前のナイフ事件、長野県中野市の殺人事件が起きたのです。冷たい世の中で孤独な若者がいます。「トイレ弁当」は「ぼっち」を隠すために取る若者の行動でした。

日本の若者の政治参加は

日本の若者の投票以外の政治参加（署名活動、デモ、政治集会への参加）は世界的（日韓米英独仏瑞の比較）にみても低水準です。新自由主義が投票に行く若者を激減させたと言えます。一方、NHKスペシャルで放映された「2030 未来の分岐点」第1回では、地球温暖化によって地球は破滅の危機をこのままでは防げないという科学者たちの警告を紹介して、若者たちがバイデン大統領候補の温暖化防止政策を変更させるなど、世界の若者たちが社会変革を担う時代を迎えていると報道しました。世界の若者は日本の倍（6～7割、北欧は8割超）の投票率で選挙に行っています。世界の高校生・大学生たちは気候変動防止行動を続け、2019年9月20日と27日（金曜日）の2日間には700万人が行動し、運動は続いています。グレタさんは金曜日に学校へ行かず、国会前で気候変動防止の訴えをしているのです。若者たちは社会運動の先頭に立って活動しています。「未来のための金曜日」運動（全世界）、「サンライズムーブメント」運動（全米。雇用や気候変動に対して）、「ブラック・ライヴズ・マター」運動（全米）、「#MeToo」運動（全世界）、「銃規制」運動（全米）、EU離脱反対運動（イギリス）、新自由主義反対の運動（全世界）があります。

内向きになっていた若者たちが、なぜ2011年に欧米で立ち上がり始めたのか、日本では動きが活発にならないのでしょうか。2011年にはウォール街のオキュパイ運動がありました。これを契機に欧米の若者が変わり各国に広がったが、日本は内向きのままになっています。その違いには教育の在り方が異なっていることがあります。

欧米の生徒の学校運営参加

欧米では生徒が学校運営に参加して主権者に育つ教育が行われているのです。

Local School Council（学校評議会：LSC）＝学校運営への参加がなされています。これはシカゴ学校改革法（1989年）によりすべての公立学校に設置されています。保護者6人、住民2人、教職員3人、生徒1人で構成され、ここで校長選考、校長の評定、学校改善計画の承認、学校予算の承認などを行っています。代表はすべて公選で選ばれます。

Student Voice Committee（ステューデント・ボイス・コミッティー：SVC）＝学校運営への参加 必置ではないが、現時点でおよそ75/90校（8割）の高校、小中は45/400校が導入しています。実態は学校によりさまざま、生徒会（student council、student governmentなど名称は統一されていない）とは別組織の場合もあれば、統合されているケースもあります。LSCが生徒参加は代表1人のため、多くの生徒の声を学校運営に反映させていくものとして、また生徒たちの運動で要求を実現していくものとして機能しています。（古田雄一）

シカゴで訪問した学校の生徒から「LSC（学校評議会）で最近私たち生徒が要求したことは、カリキュラムの改善で、LGBT などについての性教育を増やしてほしい、外国語の導入を生徒の要望（生徒アンケートを生徒会がとり）で決めてほしいと要求して実現しました。また、生理用品をトイレに常備してほしいと要求して実現しました」と説明がありました。

社会参加、市民に育つ教育

もう一つは、生徒が社会参加して市民に育つ教育が行われています。

civics（公民科）＝公民科(社会的な活動や組織を自主的に企画・運営できる人間の育成を目指した教育)が必修化されていて、この中でサービス・ラーニングも州規定で必修化されており、教室での学習のみならず、現実社会と交わる学習が求められています。

service-learning（サービス・ラーニング：SL）＝地域・社会活動への参加が行われています。サービス・ラーニングは、民主主義を再生させることを目的として、コミュニティへの参加活動を通して学習し市民として成長させていく教育方法です。サービス・ラーニングはシカゴ学区の高校の場合、教科で公民科ともう 1 科目で実施が必修となっています。

具体的に SVC で取り組まれたことの例としては、「トイレの修繕といった身近で具体的な問題から、教師のセクハラや人種差別、学校の校則など幅広い」「銃規制デモへの参加のために学校を休校にしてもらった」など挙げていました。

2018 年の学校での銃乱射事件とトランプ大統領の政策（教員は授業中に銃を携帯することなど）に対して、3 月 14 日には全米で 3,000 校の高校生が授業を中断して黙とうし、銃規制を求めるデモを行いました。そして、3 月 24 日には高校生の呼びかけた「命のための行進」にワシントンで 80 万人、全米では 100 万人の市民・高校生が参加しました。訪問した高校 4 校のうち、この銃規制デモのために学校を休校にしたのは 2 校、あとの 2 校は生徒の自主的参加を許可しました。訪問校の副校長は「なぜ、学校を休校にして生徒のデモへの参加を認めたのですか？」との質問に、「生徒たちは学校に授業を休業にして参加したいと要求し、学校はきちんと準備されていて安全面でも大丈夫と判断して、学校として参加しました」「生徒たちは各クラスをまわり説明し、90%の生徒が参加しました。教職員も全員参加しました。親たちは応援しました。これは良きシティズンシップ教育になりました」と答えました。学校を 1 日休みにしてデモに参加することは教育なので許可したというのです。ニューヨークでは市長が公立の学校をデモのために休業にしました。

欧米には、高校生組合、大学生組合があります。毎年、各地の支部集会で要求をまとめ、全国の高校生組合でまとめ文部大臣交渉を行います。ヨーロッパでは大学の授業料は無償です。欧米の学生たちは自分たちで授業料無償を獲得している。日本では親が学費を支払うことができず、進学できない「親ガチャ」というが、実は「国ガチャ」で、高校生と大学生が運動をしないから高額な授業料になっているのではないのでしょうか。

フランスでの学校運営参加と行政参加

フランスでは 1968 年の若者たちの「5 月革命」に対して、中学生から大学生まで生徒の意見表明権と学校運営への決定権をもった参加（「学校管理委員会」「懲罰委員会」「成績会議」への代表参加）と政治的権利（集会・結社の自由）・行政への参加を認めました。しかし、1990 年には、学校は生徒の権利をきちんと保障していないとして高校生による全国集会・デモが繰り返され、政府は高校生たちが要求した学校への予算増額(900 億円)を決定し、そして完全な権利保障を学校に実施させました。以後、高校

生による全国各地の集会が開かれ、要求を全国代表が文部大臣に提出し、教員増、教育予算増を勝ち取っています。また、国立大学の授業料有償化提案には全国的な高校生・大学生によるデモが行われて阻止してきて、現在も学費は無償で手続き料が2万5千円かかるだけです。

2008年、教員数削減に反対する全国の高校生達が、パリを中心にデモを繰り返し、毎回参加数が増えていきました。4月15日には、5万人の規模にまで発展しました。目下フランスの高校は、普通高校で一クラス定員28名、技術系高校で19名ですが、<教員数削減>によって、一クラスあたりの生徒数が増える事により、教育環境のレベルの低下が懸念され、従って授業内容の劣化が懸念されるというのが高校生たちの主張です。

フランス政府の定年延長反対・年金改悪反対デモ(2010年)に1/4の高校の生徒が参加しました。フランス政府の定年・年金改悪に350万人の労働者がストライキに突入。全国4102校の高校のうち1100校の高校生も参加し、うち700校ほどでは生徒が学校に交渉して休校にし、デモに参加しました。2023年の年金改悪反対デモにも毎回大学生・高校生の5団体が参加しています。

ヨーロッパ各国では大学まで授業料は無償、さらに給付制奨学金も出ます。高校生・大学生が政府の有償化提案を全国的なデモで阻止してきたからです。

「ほとんど空白の28年間」

日本では28年間、政府は「子どもの権利条約」を国内法にせず、学校現場にもおろして来ませんでした。日本政府は「子どもの権利条約」を1994年に批准したが、それから28年間にわたり国内法(子どもの権利基本法)をつくらずにきました。また学校などの子どもに関わる現場の教員や職員に研修もせず、なによりも子どもに子どもの権利を教えることをほとんどして来ませんでした。こうして子どもの権利の「ほとんど空白の28年間」が過ぎてしまったのです。

「子どもの権利条約の教育を学校のカリキュラムに組み入れること」が毎回の勧告に記されています。

「あらゆる段階の学校カリキュラムに条約および人権一般の学習を編入すること」(条約実施に関する一般的措置)とあり、「教員、裁判官、弁護士、家裁調査官、すべてのレベルの公務員に、子どもの権利条約の計画的かつ体系的な教育および研修を継続して実施すること」と勧告で毎回述べられています。国際条約であり批准したら遵守する義務があるのです。日本政府は28年間破ってきたのです。

「子どもが権利の主体であるという事実に対する公衆一般および子どもの認識を高めるためのキャンペーンを強化すること」(第2回所見)、「大部分が十全に実施されていないか、まったく取り組まれていないことに遺憾の念を表明する」(第3回所見)と国連子どもの権利委員会が勧告に記載してきました。

「子どもの権利条約」第12条「意見表明権」について、「締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに、その子どもに影響を与えるすべての事柄について、自由に自己の見解を表明する権利を保証する。その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される。」

締約国はこの条約の第44条で子どもの権利の実現のためにとった措置や権利の享受についての進捗状況を国連子どもの権利委員会に報告するよう義務付けられていて、定期的に政府から報告し、また民間からもカウンターレポートが寄せられて審査されてきました。

国連子どもの権利委員会は、その審査で、日本では、子ども関することを決める時に、「学校その他の施設において、方針を決定するための会議、委員会その他の会合に、子どもが継続的かつ全面的に参加すること」を保障して、意見を聞いて決めることをしていないとして、「確保すること」と日本政府に毎回勧告をしてきていました。

子どもの意見表明権を保証しなかった結果は

不履行の結果として、学校における子どもの権利条約の実態校則問題と子どもの意見表明権について、近年、校則に理不尽な校則があり、さらに人権侵害ともいえる校則があり、「ブラック校則」という言葉が社会問題にもなってきました。2017年に大阪の府立高校の女子生徒が、生まれつきの頭髪を黒く染めるように4日ごとの頭髪検査で指導されて、髪も頭皮もボロボロになり、そして不登校になったと裁判に訴えました。

大阪府立高校の6割の高校で入学時に地毛証明書を提出させて頭髪検査をしていること、東京都立高校でも約6割の高校で実施していることが報道された。こうした校則や指導に対して生徒たちが生徒会として改善要望の意見表明をしても相手にされず無視されることが全国的に続いてきて、保護者やメディアからの批判が続いてきました。

校長権限の強化で校則が厳しくなる事態が発生しました。例えば、都立A高校では、赴任した校長が1年目に中学生への学校説明会で、突然「来年から制服にし、頭髪指導を行う」と発言した。そのことについて生徒会執行部の生徒たちは生徒総会を開こうとしたが校長が認めない。交渉の末になんとか生徒総会を開き、「校長の方針の撤回と、生徒の学校生活に関わる重要な決定をする場合は、生徒及び保護者への説明なしに決定、公表、実施をしないことを求める」ことを決議して申し入れを続けたが、理由説明もなく拒否されました。その学校の教員の話では、この問題について職員会議で話し合っただけで決めることも認められなかったという。

東京都立大学でも教育実習から帰って来た学生たちが「実習初日に校長先生から、君たちがいた時の学校と同じだと思って実習しないようにと指導された。制服導入や頭髪検査など母校の自由さはなくなっていた。」と、ここ10年何人もが述べていました。

職員会議は「校長の補助機関」—学校から自由と民主主義が奪われた

2000年の学校教育法施行規則改悪によって学校から自由と民主主義奪われていったのです。上記の背景には、2000年の学校教育法施行規則改正で、校長権限が強化されて職員会議は「校長の補助機関」とされたということがあります。東京都教育委員会（以下、都教委）は2006年に職員会議で教職員の意思を挙手や採決で確認することを禁止しました。続いて文科省も2014年に都教委と同じ内容の通知を出し、翌年にはそれが守られているかどうかの全国調査を実施して守っていない学校には是正させました。こうして職員会議で教職員が自由に議論して決定していくことができなくなっていき、校則を含む学校運営の総ては「校長が決める」ということになっていて、現場の教職員は苦勞しています。

「規律教育」で校則が細かく、指導が厳しくなりました。2006年に安倍政権は教育基本法を変え、「平和を希求」を削除して、「国を愛する態度を養う」教育とともに「規律を重んずる」教育(第6条)を定めました。(低賃金でも不平を言わない労働者や兵隊育成のため)

翌2007年、文科省が「問題行動を起こす児童生徒」には「毅然とした指導を行うよう」通知しました。都教委は「都立高校生活指導指針—規範意識の育成に向けて」を出し、義務教育現場では「生活スタンダード」という生活統制が進められました。この結果、「ブラック校則」・地毛証明と黒染め帰宅指導・下着検査などが行われ、「公開処刑」(生徒の言葉、皆の前で叱責されること)という言葉まで生まれることになりました。

大学生は中学・高校時代をどうみているのか

学生たちは学校をどう見ていたでしょうか。宮下さんは公立と私立の2つの大学の教職科目の授業で

学生に2013年から6年間、中学・高校の授業、校則と生徒会活動についてアンケートで意識調査をしてきました。簡潔にその結果を述べると、多くの学生が学校の校則や授業などを「変えて欲しい」という改善要望をもっていたが、「要望を学校から聞かれたことはない」し、「変わるものだと思ったことはない」という学生が大半でした。また、「校則を少しでも変えたいと、生徒会役員になった」学生は、その多くが「要求は学校に拒否されて終わった。その理由説明もなかった」と答えていて、「挫折感だけ味わった」という学生もいました。ある学生は「学習性無力感が残っている。努力しても変わらないことを学んだ」と書いていた。

どちらが真の教育なのでしょうか。

欧米の教育一生徒に「意見表明と参加」の権利を教えて権利を行使できる場を学校につくり、努力すれば「社会は変えることができる」という成功体験をつくり、主権者意識と自己肯定感を高めていくことでしょうか。

日本の教育一生徒に「意見表明と参加」の権利を教えず、生徒がその権利を行使しようとする、「まず義務をはたしてから主張しろ」などと校則改善などの要求に対して理由も言わずに拒否して、「努力しても変わらない」という挫折体験をつくり、主権者としての自覚を失わせ自己肯定感を下げていくことでしょうか。

日本若者協議会の調査があります。「児童生徒が声を上げて学校が変わると思いますか？」の問いに対して、68%の生徒、61%の教員が「そう思わない」・「どちらかというと思わない」と回答しています。変わらないと思う生徒と教員の理由として、生徒は「生徒会選挙で候補者が何度も校則を変えようとってきたけど、変わったことがない」「生徒側が納得できる理由もなしに頭ごなしに否定してくるから」などが多く、教員は「校則や授業内容は子どもたちではなく、教員が決めるものだと思い込んでいるから(子どもも教員も保護者も)」「生徒の声を取り入れることへの拒否感が根強い」などが多くなっています。

ドイツの政治教育の三原則「ボイテルスバッハ・コンセンサス」

宮下さんは、ドイツの政治教育の三原則「ボイテルスバッハ・コンセンサス」を紹介しました。

政治教育をめぐり、保守・革新の対立の激しかった1970年代に政治学者が論議を重ね、1976年「ボイテルス・バッハ・コンセンサス」と呼ばれる政治教育における三原則を導き出しました。

- ① 教員は、生徒を期待される見解をもって圧倒し、生徒が自らの判断を獲得するのを妨げてはならない。これは教師が自身の意見(支持政党についても)を述べることはできる。生徒の判断を妨げるような意見の押しつけのみ制限されているということです。
- ② 学問や政治の世界で議論のあるテーマは、授業においても議論があるものとして扱わなければならない。つまり様々な対立する意見も紹介するということです。
- ③ 生徒が自らの関心・利害に基づいて効果的に政治に参加できるよう、必要な能力の獲得が促されなければならない。つまり生徒が自身で考え、自身の言葉で意見を発言できるようにしていくことが大事だということです。

政治教育では、政治に実際に参加する能力を育成することが欧米では求められているということです。

「意見を出しても変わらない」学校体験

さて、なぜ日本の若者は投票や行動に参加しないのでしょうか。その理由は「参加しても変わらないから」です。

世界青年意識調査(内閣府・2018年)によると、日本の若者は「政治に関心がある」は43.5%です。同じ調査で、「社会をより良くするため、私は社会における問題に関与したい」は42.3%、「将来の国や地域の担い手として積極的に政策決定に参加したい」は33.3%に減ります。「私の参加により、変えて欲しい社会現象が少し変えられるかもしれない」と回答した若者の割合は、米、独、英、仏、スウェーデン、韓国の順番で、日本は32.5%で最下位でした。これは「意見を出しても変わらない」という学校体験がこうした意識形成に影響していると考えられます。

学校運営に生徒の声を採り入れない理由としてどのようなことが考えられるでしょうか。

- ①学校は校長権限で運営するものだから。
- ②学校運営は教師の専門性であるもので、教育について素人の生徒や保護者が関与するのは無理である。(生徒に理解のある教員でも)
- ③生徒の声を採用し始めたら自由が拡大していき、指導が困難になる(ゆらぐ)、かつてのように学校が荒れるのではと怖れる。
- ④生徒の声を反映してやりたいが、そうするには多忙化の中で困難である。
- ⑤(背景)子どもの権利条約の意見表明権を理解していない教員が多いから。文部省の「69年通知」以降の生徒の自治的活動衰退・空白期に育った教員で自治的活動への確信が低いから、と理由を分析しました。

1968年ベトナム戦争反対で日本の若者も立ち上がりました。日本、世界各国の学生は学校の民主的な改革を求めました。一部の非民主的な学生運動などが起きる中、文部省は1969年に高校生の政治活動禁止、政治教育の規制の通知を出しました。この通知(「69年通知」)が2015年廃棄されるまで日本だけが政治を学べない空白期になってしまいました。政権にすれば都合な愚民政策であると言えます。70歳以下の国民はまともな政治教育を受けてこなかったこととなります。教育基本法には政治教育を受けるとありますが、その実現がなされていなかったこととなります。

子どもの権利条約を知らない日本の子どもたち

子どもの権利を知らない日本の子どもたちがいることを、勤務された公立と私立大学の授業でのアンケートに基づいて解説されました。このアンケート結果から分かったのは、(a)「子どもの権利条約」について全く知らない子どもたちが50~70%いる。(b)教えてもらった子どもたちも、内容まで教えてもらっているのは、10~20%しかいない。(c)「内容も教えてもらった」と答えた、その内容は「教育を受ける権利」と書いた学生がほとんどで、「意見表明権」や「結社・集会の自由」「表現・情報の自由」「思想・良心・宗教の自由」「虐待・放任からの保護」「休息・余暇・遊び、文化的・芸術的生活への参加」「性的搾取からの保護」「障害児の権利」などについては学んでいない。つまり、日本の子どもたちは多くが子どもの権利を教えてもらっておらず、知らないということです。

しかしながら、日本若者協議会調査によると、「学校に関することを児童生徒が意見を表明したり、議論したりする場が必要であると思いませんか?」に対して「そう思う」「どちらかといえばそう思う」は93%に上り、「学校に関することで児童生徒が意見を表明できる場があるとしたら、何について要望したいですか?」の問いには、「校則」「学校行事」「学校生活」などが挙がっています。このように子どもたちは意見表明の場を求めているのです。

いずれも学習権をもつ生徒にとって大事な要望項目となっている。「具体的にはどのようなことですか?」への記述欄には、「理不尽な校則を変えて欲しい」、「教師の暴力について」、「危険な施設について」、「授業を改善して欲しい」など生徒にとって切実な要望が満載されている。この2つのアンケート

結果から分かることは、子どもたちが学校に対して意見表明することを求めているから、そうした場を学校は設けていないのではなく、子どもたちは意見表明することを求めているのに学校はその場を設けていないということである。これは明らかに子どもの権利を保障する条件整備をしていないということです。

子どもの意見表明権を保障する取り組み—三者協議会と四者協議会の事例

宮下さんは、長野県辰野高校の三者協議会とフォーラムについて、勤務当時の様子を解説されました。教職員は生徒を囲い込んで校則や指導を厳しくして改善する方法ではなく、生徒の意識を高めることで改善したいと模索していました。1997年の「学校憲法宣言——わたしたちの学校づくり宣言」で、長野県辰野高校の参加と共同の学校づくりがスタートしました。生徒・保護者・教職員の三者協議会を設置。生徒会はアルバイト、服装の校則などの改善を提案し、三者の話し合いと合意による学校づくりをしてきました。教員は制服に反対し、2年間続けた服装論議。標準服導入で合意し、デザインは生徒会がファッションショーを開き、生徒・保護者・教職員の投票で決めました。全校生徒の要求の集約→改善提案→協議→提案の変更→合意→決定というプロセスから生徒たちは参加と協議（熟議）による民主主義を学んでいくことができるのです。生徒と教師の共同による授業改善も行っており、教育サービス業(教師)と顧客(生徒)の関係ではなく、教育の専門職(教師)と学びの主人公(生徒)による共同の取り組みとなっています。三者による参加と共同で25年間継続してきましたが、研究者などの傍聴・助言が支援になっています。

三者協議会は直接民主主義の話し合いの場

三者協議会は2017年6月の第63回から全校生徒と全教員参加の直接民主主義の話し合いの場になっています。そして高校生と地域住民とのフォーラムから高校生の地域づくり参加へと発展してきました。当初、地域代表(町助役・町会議員・町教育長・区長)などと全教員参加の懇談会を3年続けましたが効果はありませんでした。それは、懇談で出された生徒への批判を担当が伝えると、真面目な生徒は委縮し、ヤンチャな生徒は居直っていったからでした。まだ文科省の学校評議員制度やコミュニティスクールが始まる前でしたが、これらの制度やコミュニティスクールも同じ生徒不在の「開かれた学校」でした。文科省型の「開かれた学校」は地域代表による学校評価の場になっているので、学校は評価を上げるために生徒管理をますます強めてきました。三者協議会が転換したのは、生徒の参加と生徒たちの活動を知っている町民の参加を加えたことからでした。

生徒が参加する地域住民との話し合いの場「辰高フォーラム」で、町のボランティアコーディネーターが生徒たちの活動を評価すると生徒たちは話し合いに積極的に参加していきました。地域の批判に対して生徒会は通学路にゴミ箱を設置してゴミの回収を開始しました。クラスごとの街のごみ拾いも開始しました。すると地域住民から町の行事や公民館の文化祭への参加要請が出て、生徒会は「地域との連携」を決定し、積極的に参加していきました。

「辰高生と地域住民によるまちづくりシンポジウム」

生徒会は文化祭で地域問題を考える「辰高生と地域住民によるまちづくりシンポジウム」の開催を始めました。2003年は「市町村合併」をテーマに開催し、アンケートで8割の生徒が「今住んでいる町や村が好きだから」という理由で合併に反対であることが分かりました。「中学生・高校生も合併を決める投票に参加させてください」と副町長の前で生徒会長が発言し、町は実施をしました。

高校生と地域住民・行政による町づくりシンポジウムでは、①市町村合併と魅力ある町づくりについて、生徒会は中学生以上の意向調査を主張し、町は2回実施し、合併をしませんでした。②町の中心にあった南信パルプ工場の跡地利用については、公園と住宅地を希望しましたが、町に予算がなく、工場団地になりました。③町営病院の移転改築問題では生徒会は町営プールをつぶすことに反対し、町は別の場所に建設することになりました。④町のゴミ処理と生徒のゴミ分別について、⑤高校が地域にあるメリットと高校統廃合問題についてなど話し合いを持ちました。

宮下さんは③の経緯を説明しました。町営プールの廃止と、跡地に温泉リハビリテーション病院建設計画に対して、生徒会は地域住民にアンケートをとると、高齢者は「あんな不便な所まで通えない」と反対が多数となり、シンポジウムで、生徒会長はその結果を発表して、「プールは子どもたちの夢です。夢を大事にすれば子どもたちは、この町はいい町で好きだとなり、将来も住み続けていき、過疎化の心配も減ります。プールをつぶさないでください。」と意見表明をしました。辰野新聞で報道され、のちに辰野町は住民意向調査をして、町の中心部にある別の土地を購入して病院を建てることになりました。

まちづくりへの参加も子どもの権利であり、「その子どもに影響を与えるすべての事柄について、自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される。」と紹介されました。子ども参加のまちづくりは子どもの権利で、日本では実施は少ないが、子ども・若者が参加した駅前開発などは成功していると解説されました。

辰野高校の生徒による地域での活動として、太鼓部のコンサート、商店街活性化のための「辰高フリーマーケット」、地域業者と商業科による商品開発、空き店舗でのコミュニティ・カフェ、子どもむけシネマ・カフェ、生徒による簿記・パソコン講座開設などが実施されました。全校参加による三者協議会や分科会では生徒、地域住民の活動が報告され、どう連携するか話し合いが行われました。この結果、辰野高校の生徒の主権者意識は高まり、「社会の主人公としてより良い社会をつくるために活動したいか？」のアンケートでは、普通科で7割、商業科では6割の生徒が肯定的な回答をしています。

「子ども参加のまちづくり」「三者協議会」の教育的効果

現在、全国では山形県遊佐町(ゆざまち)少年議会、愛知県新城市(しんしろし)若者議会で子ども参加のまちづくりが行われています。また三者協議会を実施している学校は、東京で大東学園高校、和光中学(三者)・和光高校(二者)、東大教育学部附属中等教育学校、法政大学中学高等学校、日本橋中学があり、高知県奈半利中学校の三者協議会は23年間続いていると紹介がありました。

子どもの意見表明権を保障して学校運営に生徒が参加できる三者協議会を実践してきた学校からは次のような教育的効果が報告されています。

- ①教職員・児童生徒・保護者に開かれた民主主義的な学校づくりがすすめられる。
 - ②「子どもの権利条約」にある児童生徒の参加と意見表明の保障がすすめられる。
 - ③三者の話し合いによる合意で校則や授業、施設設備が改善されていく。
 - ④教育の専門職である教員と、学習権をもつ児童生徒と、子どもの教育権をもつ保護者の三者が学校づくりの当事者となり、共同がすすむ。
 - ⑤生徒は学校づくりに主体的に参加して主権者意識が向上する。
 - ⑥児童生徒は話し合いへの参加で、自分たちの意見や要求をとりまとめる力、プレゼンテーションする力、議論する力、問題解決する力を向上させる。
 - ⑦学校内の問題が公開化されるので、いじめや教師による体罰やハラスメントが減少する。
- 「こども基本法」(2023年4月施行)と「生徒指導提要」

「こども基本法」が2023年4月から施行されることについて触れ、この法律に子どもの意見表明権が明記され、子どもの意見は学校などで尊重され、意見表明する機会は確保されることになったと解説されました。「こども基本法」第三条には「三 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。」「四 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。」と意見表明権と参画の確保がなされました。また、文科省が「生徒指導提要」を改定し、子どもの権利条約と意見表明権を明記しました。

生徒指導提要（改定版）1.5 生徒指導の取組上の留意点については、生徒指導を実践する上で、児童の権利条約の四つの原則を理解しておくことが不可欠となっています。四つの原則の④は「意見を表明する権利 児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保する。児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される。」（第12条）です。

提要の「校則の見直し」では「その在り方については、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で決めていくことが望ましい」「その見直しに当たっては、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていくことが求められます。」と記されています。児童生徒の参画に関して、提要は「校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながります。また、校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加し意見表明することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有する」と記しています。

日本政府は1994年に子どもの権利条約を批准していたのですが、平成22年(2010)度版の「生徒指導提要」に「子どもの権利条約」も「意見表明権」も盛り込みませんでした。それが、生徒指導に子どもの権利条約、とりわけ意見表明権が反映されてこなかった大きな原因の1つと考えられます。今回、「生徒指導提要」に「子どもの権利条約」が明記され、また「子どもの権利条約」の「4つの原則」として「意見を表明する権利」が明記されたのは学校現場にとって重要な改定です。

学校はどう対応するのか

日本の学校の実態、つまり子どもの意見が学校運営にほとんど反映されていない状態は、「こども基本法」と「生徒指導提要改定」によって大きく転換されなければならないこととなりました。この転換に学校現場は対応し、子どもの意見表明権を保障できるのでしょうか。

セーブ・ザ・チルドレンの調査で、「子どもの権利としてふさわしいと思う内容を選んでください」と尋ねた結果があります。子どもの権利に含まれるが、3割から4割の教員が子どもの権利としてふさわしい内容として選択しなかった上位3項目は、「遊ぶ、休む権利」「意見を表明でき、正當に重視される権利」「医療・保健サービスや社会保障にアクセスする権利」でした。

現状では、子どもの意見表明権の保障は困難です。意見表明を子どもの権利として捉えていない教員が1/3を超えています、また子どもの権利条約を子どもに伝える取り組みをしていない教員が5割近くいるという現状では、子どもの意見表明権の保障をするように法律や教員の指導の基本書で定められたといっても、その実現は厳しいと判断せざるを得ません。それでは、どうしたら良いのでしょうか。

宮下さんは、子どもの権利条約の学習を教員と生徒に必修化するべきだと主張されました。条約実施に関する一般的措置に「あらゆる段階の学校カリキュラムに子どもの権利条約および人権一般の学習を編入すること」とあります。また国連の勧告に「教員、裁判官、弁護士、家裁調査官、すべてのレベルの公務員に、子どもの権利条約の計画的かつ体系的な教育および研修を継続して実施すること」

と記されています。

「子どもの権利条約」を理解している教員は 21.6%

子どもの権利条約を理解しているかどうかの前述の「学校生活と子どもの権利に関する教員向けアンケート調査」の結果では、内容までよく理解している教員は 21.6%しかいないということなので、子どもの権利条約を子どもに「周知し、理解を得る」立場にある全国の教員については子どもの権利条約についての研修が必要になる。そして、すべての生徒への子どもの権利条約の学習を確保するためには、子どもの権利条約の学習を学習指導要領に入れることが必要となります。

これが実現するまでは、学校現場では自主的研修と教育課程の自主編成をすることが重要です。アンケート調査の「直近の1年間で、子どもたちに子どもの権利を伝えるために、あなたの学級ではどのような取り組みをしていますか？」に47%が「特に取り組みはしていない」と回答しています。「子どもの権利に関する授業を実施するにあたって、どのような難しさを感じていますか？」の質問には、「適切な教材がない」「教員が多忙で子どもの権利についての授業を実施する準備ができていない」「子どもに関心を持ってもらうのが難しい」が3割代に上っています。教材については研修によってサポートする必要があります。「教える時間がない」については「総合的な学習(高校では探究)の時間」などの中で、人権教育・主権者教育の時間を設けて実施するなどの教育課程の編成が必要になります。教員増・少人数学級実現で生徒と話し合う時間の確保をしていくことも必要です。さらに生徒に知識の詰め込みだけでなく、自治的活動の時間を確保することも必要になります。

勤務年数が短い教員の方が「内容までよく知っている」と回答する割合が低く、大学における教職課程教育で「子どもの権利条約」の学習がほとんど行われていなくて、また近年も増えていないことが分かります。つまり、これから教員になる者については大学での教職課程で学ぶことが必要となるのです。

「子どもの権利条約」を教職課程、学習指導要領に

文科省が、①大学の教職課程で「子どもの権利条約」及び「こども基本法」についての学習を必修化すること、②大綱的基準である学習指導要領に子どもの権利条約の学習を入れること、③文科省「生徒指導提要」に「子どもの権利条約」と「意見表明権」が入ったので、文科省は校則改善や授業改善、施設・設備の改善などで子どもの権利条約に基づいて子どもの声を聴いてすすめるよう通知すること、を提言します。また、文科省が上記のことについて実施するまでの間は、各大学の努力で、教職課程に「子どもの権利条約」及び「こども基本法」の学習を入れることを提言します。

教職員組合への期待として、日本政府と文科省が「子どもの権利条約の28年間の空白期」、さらに「高校生の政治活動と政治教育(教育基本法第14条)の46年間の空白期」をつくってきたために、主権者教育・民主主義教育が欧米と比較して大きく遅れてきた。そうした中で、子どもの権利条約に基づく「参加と共同の学校づくり」と主権者教育を推進してきたのが教職員組合や民間教育研究団体、「子どもの権利条約市民・NGOの会」などであった。学習指導要領や教職課程に子どもの権利条約が入るまでの期間は教職員組合に子どもの権利条約の学習と研修、生徒参加と共同による学校づくりの推進の中核として期待したいと講演を結ばれました。

第4回総研「ジェンダー平等の教育を考える」総合研究会 2023年12月9日 オンライン

テーマ:「誰もが性の健康と権利を実現できる社会へ」

講師:東優子さん

◆アンケート「SDGsについて当然しなければならないことだと認識していること」の大学生1000人の回答は「LGBTQなど性やジェンダーに配慮する」が72%のトップ回答であった。「だれ一人取り残さない」の中にLGBTQがきちんと位置付けられていることが明確になった。2016年国連によるLGBTの平等な権利保障に向けた取り組みの世界的キャンペーン(2016)の印象的なポスター「人権はみんなのものあなたが誰であろうが愛する人が誰であろうが」の紹介から国連の取り組みと人権にかかわる基本的な歴史、用語について解説された。

東さんのテーマには「ダイバーシティ&インクルージョン:人権としての性の健康と権利」とある。

◆はじめに

「ダイバーシティ(多様性)」の理解について、「なぜ私たちは女性問題や障害者差別解消法などの問題について取り組むのか、なぜ必要なのか」を考えた時、女性が弱いからではなく、障害者がかわいそうだからでもなく「何人も性別を理由に差別偏見にさらされてはならない」「何人も障害の有無を理由に排除されたり差別偏見を受けてはならない」からである。同様にLGBTQの問題に何故取り組むのかは「何人も性的指向や性自認によって排除されたり差別や偏見を受けてはならない」からであることから、「ダイバーシティの尊重は人権課題である」とくくります。

◆SDGsの開発目標に沿って関連性から考えを深めます。

・「1 貧困をなくす」この目標にも人権的問題は大きく関わります。スティグマ・差別・偏見が生み出す貧困の連鎖はLGBTの若者の実態(家族からの拒否、ホームレス、職場における差別、失業、うつ、罹患率)に明らかであること。

・「3 すべての人に健康と福祉を」日常の様々なハラスメントに共通していることは「知らなかった」では済まされないという現代に進展がある。女性とエイズを例に挙げ、世界のエイズ予防対策として2025年までに生殖可能な女性の95%が必要なHIVおよび性と生殖に関する健康サービスを受けられるようにする。2025年までに女性、少女、HIV陽性者たちの間でジェンダーに基づく不平等や暴力を経験する人を10%以下に減らす。など国連事務総長による10の勧告が出されていること。「アフリカのエイズは女性の顔をしている」とは、情報の不足や不平等があり女性が自己決定できない環境にあることに他ならない。しかし、これは日本における梅毒の問題と共通しているのではないか。他にも日本でもマスコミなどによる日常にあふれる些細な言動がもたらすマイクロアグレッションやマイノリティストレスは傷つき体験として積み重なっている。

・「4 質の高い教育」不登校経験や自殺念慮を抱えたことのあるトランスジェンダーの比率が高い事実。学校におけるいじめと排除などマンガ「ヒューマンライツ・ウォッチ」でも確認できる。

・「5 ジェンダー平等の実現」NGOのジェンダーギャップ指数125位など日本は国際社会の中でどんどん低下している。政治家、管理職に女性が少ないことは要因の一つである。学校におけるキーワードとして「ジェンダーステレオタイプ」「アンコンシャスバイヤス」「ジェンダーギャップ(格差)」他がある中、教育現場も変わりつつある実態として、2018年お茶の水女子大学において「トランスジェンダー女性受け入れ開始」を皮切りにジワリと広がっている女子大学関係の情報も示された。また、ジェンダーフリーの時代に女子大学が存在することについて、ジェンダーの再生産装置であるといわれる学校だが、共学では果たせない女子大の使命はまだ残されていると考えをのべられた。

・「8 働きがい・経済成長」国連が企業むけに5つの行動基準を示した。どんなときにも人権を尊重するという行動基準は学校にも当てはまる内容である。生徒にどのような教育を提供するかの視点だけではなく、教職員、職員室、地域、保護者、学校に存在するすべてに差別をなくし公的支援の提供が大切であること。マクロレベルを上げて社会全体でどう考えていくかを考えたい。SDGsはその他にも関連するところは様々にある。

◆インクルージョン(包摂)について

だれ一人取り残さないためには「みんな違ってみんないい」というばかりではなく「合理的配慮の提供」によって「変わる」「変える」「調整を図る」「図ろうとする」ことが重要である。性別違和のある児童生徒に対する学校の配慮事例について 2014 年までの対応事例が文科省から示されている。具体的ではあるが右に倣えではなく「個別対応ができているか、画一的ではなく柔軟であるか」が重要である。また、「LGBT 理解増進法 (2023.6.16) 成立」は国や自治体、企業、学校に対して性的指向や性自認の多様性に関して理解の増進が求められる法律(理念法)である。学校に求められることとして、学校や地域住民を超えて「教育環境の整備」「相談機会の確保」があげられている。学校は理念だけでなく、無関心をなくすことが必要。無関心の危険性については歴史的な事例として、アウシュビッツ収容所の生き証人でノーベル平和賞を受賞した作家エリ・ヴィーゼルの言葉「愛の対義語は憎しみではなく無関心だ。人々の無関心は常に攻撃者の利益になることを忘れてはならない」を引用された。アウシュビッツで殺されたのはユダヤ人だけでなく障がい者、同性愛者も含まれていたとのこと。1990 年「府中青年の家事件」判決文から「・・無関心であること、知識がないことは公権力の行使に当たる者として許されない」と判決は性的少数者が憲法によって守られた事例である。

現実にはバックラッシュも起きている。多様性の尊重というのであれば「LGBTQ を気持ち悪いと思うことも権利ではないか」と問われることがある。圧倒的多数の人にとってはマイノリティ(5%とも)の困り感、なぜ困るのかなどについては「よくわからない性質の問題である。どれだけ困っているのかは『想像する力』を持つことが大切」と、憲法学者の木村草太さんの言葉を引用された。更にマジョリティ側が陥りやすい畏として「みんなちがってみんないい」をそのまま受け取ることの危うさについて、「違いはその人の個性である」「障害も個性」では背景にある構造的な差別の解消にはなっていない。制度的、文化的、構造的差別を解消しなければならない。

◆改めて SDGs の開発目標における「性の健康と権利」について

開発目標では 3-7、5-6 に関連する。「5 ジェンダー平等」においては 1994 年国際人口・開発会議「カイロ」行動計画にて「リプロダクティブ・ライツ、リプロダクティブ・ヘルス：行動の基礎」が定義された。カイロ行動計画にうたわれた性の権利と健康については「性の権利は、国内法、人権に関する国際文書、並びに国連で合意したその他の関連文書ですでに認められた人権の一部をなす。」更に「北京行動綱領(1995)」がもたらした 5 つの画期的な成果について 2020 年世界女性会議では、あらゆる政策やプログラムにおいてジェンダーの視点を盛り込む「ジェンダー主流化」のアプローチを認めたグローバルな枠組みの行動計画が示された。WAS「性の権利宣言(2014)」ではあらゆる人々の性の権利を保障することなくして、性的に健康な状態を得ること、またそれを持続することはできない。WHO では身体、精神がウェルビーイングであること。その人なりにより良い状態であることが確認されている。

◆人権としての包括的性教育とは

性教育の一つには国連が推奨している包括的性教育がある。もう一方は 1980 年代エイズによる「ノーと言おう」を含めた禁欲のみ性教育の 2 つに分かれる。日本は世界の中では包括的性教育に関しては後進国であり「おうち性教育」と言われている。学校における性教育は役に立たない現状があるからである。国連が推奨する包括的セクシャリティ教育(CSE)の定義とは、「(中略)・・子どもや若者に知識・スキル・態度・価値を身に付けさせ、健康・ウィルビーイング・尊厳を実現し自己選択の結果、他者と自己の権利について理解し生涯を通じた人権保護を確実なものとする」ことである。」と東さんは意識している。参考文献として明石書店「国際セクシャリティ教育ガイダンス」が紹介された(すべてダウンロード可能)。ユネスコ編「CSE テクニカルガイダンス」の特徴は科学的、積み上げ方式、発達段階相応、他 学校のカリキュラム・ベースであるが、何よりも自己決定を保障する人権基盤型アプローチであることが参考になる。包括的内容をどの段階でどのように網羅していくか 8 つの重点項目とトピックとして示している。その内容は多くの高校における現状である年間 1 回の性教育ではとても実現はできないことが投げかけられた。

最後に、世界の性科学者の同僚へのインタビュー「もしも、学校で性教育を行う機会が年に 1 時間だけだったら・・どう使いますか？」世界の〈学校〉性教育～それぞれの国における現状と課題～をまとめた VTR から、性教育は人間関係、選択的、自己決定を保障することであることを学んだ。

◆東さんご講演の質疑から

▷生徒にジェンダーバイヤスについて感じる事を問うが、気づきは少ない。自分たちが置かれている構

造に気が付いていない。

▷先進的なアメリカにおける性教育の現状、価値観は常に振り子である。歴史的にも大統領選（政党支持）に注目することで変化することがよくわかる。

▷世界の状況はアメリカを知ることで測れない。国連が人権の主流化の価値観を狙っていることに期待する。「同意と人間関係」ニュージーランド政府のニュース動画の紹介。

▷教員同士でも、これまでの育ちの環境や文化の中で備わった価値観と常に葛藤する。性教育はほぼ受けてこなかった。どのように打開できるのかを感じている。

▷インターセクシャリティーの課題を理解していても複合差別は違う。複合化されることによってその人にとっては変化していく。日本の教室においても外国由来の生徒など複合化されていることが考えられる。参加の態度は文化に合わなくても参加する権利義務はある。

▷もし1時間だけしかなかったら・・LGBTQの教育では、初めに性的マイノリティの話を中心にマジョリティの課題に入ったらどうか。

▷多様な生徒の個別事例に柔軟に対応することは困難、画一的な方法になってしまう。柔軟にできるとしたらそのヒントとして、教師は生徒に誠心誠意向き合っているように見えるが本人の意思の確認はできているのか。

▷自己決定が大切というが、自分で決めるだけでなくフリーで、フルでインフォームドコンセントが国際的。など、身近な問題を広い視野で受けとめることができました。

実践報告

レポーター：佐藤知子さん（長野南高校 養護教諭）

「人間関係について～知っておいてほしいこと～」(養護教諭による保健講話の取組から)

佐藤さんは、“DVをなくすことでジェンダー平等社会をめざす市民活動団体”である一般社団法人「アウェア (aware)」の養成講座で2006年にプログラム実施者としての資格を取得後、現在も研鑽を積み資格更新を行いながら高校の養護教諭として生徒と向き合う毎日を送っています。

勤務校である長野南高校では保健室に来室する生徒の実態から、大半が友人や家族との関係性について“暗黙のルール”に縛られていると感じています。考え方や受け止め方を少し変えることによって人間関係が楽になることが必要と考え、校内で養護教諭による講話の時間を確保して、生徒向けにジェンダー平等を骨格とした「価値観を見直すヒント」を伝えています。学校での1年生を対象とした保健講話（50分）の実践報告をいただきました。

1 はじめに「思春期」の定義と特徴について

急にイライラする、意地悪したくなる、腹が立つなどの気持ち、大人は信用できない、親と話したくないというような感情を科学的に捉え、性ホルモンが急増することによっておこる感情のコントロールの難しさは自分だけではないこと、また仕方がないものとしての受け止めが必要である。

2 人間関係についての考え方・受け止め方のクセを見直す

人間関係においては自分に合わない人が2割という「1：7：2の法則」がある。学校やクラスが世界のすべてではないし、全員に好かれるのは無理。他人の感情や出来事はコントロールできない事もある。生徒の「思い通りにならない感情」には期待しすぎや人から聞いたことによる傷つきがある。人それぞれの解釈があることを理解して「事実」ではなく「解釈」に傷つけられていることなどLINEの事例

から、友人に頼りすぎず「一人での力」をつけること、「ぼっち」は悪い事ではない。ありのままの自分を大切にしてくれる人の存在を見逃さないことへの気づきなどバランスよく人間関係を築くための考え方、コツを提案している。

3 恋愛関係における思い込み「デートDV」について

法的な関わり、意識チェック、暴力の種類についての理解の上、要因として①「力と支配」力を持つ人は持たない人を力でおさえつけていいという間違った価値観の人間関係。②加害者も被害者も「暴力容認」してしまう仕組み。③「ジェンダー・バイヤス」幼いころからの男らしさ女らしさの固定的価値観が「上下関係」や「主従関係」となってしまう構造。④「ゆがんだ恋愛観（独占、強要、暴力）」による不安や恐怖でお互いを束縛することではない。これら4つの原因を学び落とすことが大事であることを伝えた。

そして、素敵な交際をするとは「自分らしさ」を大切にすることけっして暴力を振るわない。傷つくことを言われても平気な振りをしないで、自分の感情をごまかさずに正直にはっきりと「なんか今のちょっと傷つく」「・・・へこむ」などシンプルな言葉で伝えることができることが大事。

4 新たに学ぶこと

偏ったジェンダーの考え方に気づき、性の違いではなく個人の違いを大切にする。そして、自分とは違う相手の考え方や価値観を受け入れる。

相手を尊重して相手の立場に立ち想像しながら相手の気持ちをよく聞く。そのためには自分の聞く力の偏りを知ることや、自分を「ごきげん」にする方法を見つけてストレスをためないことも必要。そして、友達が相談してくれたら「気持ちを吐き出すお手伝い」くらいのつもりでアドバイスは不要。上手に聞くことで友達は「味方になってくれた」とものすごくエネルギーになる。

佐藤さんは、「性教育」で始めない。人間関係から入ることで日常から包括的な性教育、人権教育に繋がることを意識しています。さらに養護教諭を知ってもらう機会として積極的な取り組みを継続しています。(教文通信 No286、2024, 4, 1 発行にも報告があります)

第5回「デジタルシティズンシップ教育を考える」総合研究会

講師 豊福普平さん（国際大学 GLOCOM 准教授・主幹研究員）

講演「デジタルシティズンシップとは何か」

模擬授業「情報の信頼性を見極める」

「探究活動（情報検索を含む）うまく仕掛けられていますか？課題は何ですか？」

テクニックとして情報検索をすることはできるが、その前に調べることにについて、生徒は納得しているのだろうか。子供は課題の設定ができず、いい問いが作れないから課題の探究活動に入れない問題がある。

いまは工業社会から情報社会への公教育の転換点にある／学習機会の偏在から遍在へ

公教育の仕掛けが大幅に変わる予兆がある。今までの授業では先生の背後に到達しなければならない目的やゴールがあり、生徒の様子を見てさじ加減をしながら授業をする。それはゲートキーパーという考え方で、重要なのは、授業を受ける側には情報がないということ。だが、実際には先生が教える前に生徒は知っていて、教育系ユーチューバーなども教えてくれる。それが学習機会遍在である。そういうと先生はいらないと言われるが、そうは思わない。子供は検索しても一番上しか見ないし、きちんと引けていてもそれがその子供にあった学びかどうかはわからない。情報自体は与えていなくても、学びが合っているかどうか教えてくれる人、子供がフロンティアに立って自分で調べなければならないときに横で支える人は重要だし必要である。

変わる社会の教育への要請と課題

工業社会の教育は産業革命のさなかに出来たもので国家教育のための人材育成や安定化した社会、規格化された労働力が必要だった。今は個人の幸福がなければ社会のウェルビーイングはありえない、という考え方に変わっている。情報技術によって社会が変わっていくことを前提とする予測不可能な社会。職能もその時々で変わっていくので、柔軟に対応していかなければならない。19世紀の中ごろは学ぶ機会が限られていた。今はどこにでも学ぶ機会があり、しかも今この場所でないと学べないというものでもない。教員が主導する一斉授業はもう流行らない。特性や向き不向きに合わせて、学習者の都合で学べるようにすることを指導要領でも言っている。単元内で自由進度にするという小さい話ではない。

テクノロジーを使いこなす生涯にわたって能動的に学び続ける主体の形成／Stemと探究

テクノロジーは学んでいくためのキーアイテム。生涯にわたって能動的に学び続ける主体をどうやって作るのかは課題になっている。探究活動はStem教育をつながっている。どういう位置づけで行うか投げかけた「MOST LIKELY TO SUCCEED」という作品は有識者や多くの学校取材を2年間積み重ね制作されたドキュメンタリー。

「MOST LIKELY TO SUCCEED」予告（動画を視聴、以下概略）

この学年でこの科目を学ぶという順位は124年前に決定されたもの。古い教育は終わり、私たちはそのあとの時代を生きている。学び方は人それぞれ。正しいやり方はない。課題をゴミ箱行きにするのも一人の生徒の経験。課題で何か

を作ってその分野のプロに紹介するなら全体の流れは変わる。私たちはそのような戸惑いや好奇心を生徒に植え付けようとしている。観客のために何かを作っているからこそ真正性という側面が生まれる。人生の中でもっとも大きな満足を得られるのはそれまでなかった何かを作り出すこと。子供たちはそれが自分を变えてくれるという感覚を持っている。「私がこれを作ると皆が見に来るんだ。」

人工知能（AI）やロボットが生活に浸透していく 21 世紀の子供たちに必要な教育とは何か？について有識者が語っていることを元にアメリカ、カリフォルニアに「High Tech High」という、プロジェクトベースの学校が作られた。探究だけやっていて成績は大丈夫なのか、という疑問もあるが、「High Tech High」を紹介したこの動画を見ればわかる。

「STEAM/PBLとは～米国先端事例から学ぶ」（動画を視聴、以下概略）

- ①PBL(Project Based Learning)は観察・省察・記録・展示で構成
 - ②公に向けて展示し本物の作品を作る
 - ③共通の目的と作品を作るための真の理由を持つため学ぶモチベーションや取り組み方が高まる
 - ④PBL は基礎的な知識を教えるための手段。④説得力のある読み書きのスキル、実社会課題解決の科学的な考え方と解決方法を学ぶ
 - ⑤テストに強い人材よりも実生活で活躍できる人材を育成
 - ⑥フェアネス(公平性)が根底にある
 - ⑦プロジェクトのデザインは教師がチームで働き協働して行う
 - ⑧生徒はコミュニケーション力、表現力、学びに対する熱意が高く、共感的
 - ⑨教師の裁量が大きい、生徒のニーズにあったカリキュラム
- ここで学んだ生徒たちは一流の大学に進学・進級・卒業し、そのあとも輝かしいキャリアを歩んでいる。進学率が高く、中退率は低い。

教科の考え方はそれぞれあるが、横ぐしをさして、プロジェクトに起こしていくということが必要だと言われている。新しい学習方法も模索されている。①プロジェクトベース学習／少人数のチームで自ら課題を設定し、調査や実践を通して解決する学習方法②プロブレムベース学習／指示された課題の解決に向けた方法をチームで意思決定する過程で、解決への道が一つではないことを示す学習方法。③デザインベース学習／デザイナーが使う表現方法を用いて、学生が持つ既存の知識や発想をものづくりにつなげていく学習方法。

①も②も PBL。従来型の教育は系統的に教えるための教育だが、そういうものではないものが求められるようになっている。だからこそ情報検索が必要。

デジタルシティズンシップとはなんだろう？

今までの授業、学校と家庭の分断を続けるのならデジタルシティズンシップはいらない。情報モラルで十分。でも新しいことをするのなら、デジタルシティズンシップが必要。

シティズンシップとは市民権・市民活動。それをベースに考える。子供たちの生活・人権・多様性・包摂などのコンセプトがここに乗っかっている。GIGA スクール以前はデジタルを使うことは非日常的なことで、デジタルは教員が使わせる教える道具。今は一日中使う状況になってきていて、それを加速したのが GIGA。学校での使い方が変わり、家でも勉強の一環として、情報を得るためではなくて他

の人とやり取りをしたり、モノを作ったりする手段として使うようになってきている。モノを作るのは消費するより時間がかかる。没頭していれば親から小言を言われる。子供が板挟みになるのは避けたい。

デジタルシティズンシップの定義は「デジタル技術の利用を通じて社会に積極的に関与し、参加する能力のこと」(欧州評議会 2020 より) わかりやすくいうと「安全・責任・相互尊重 (3原則)のもと自身の力でデジタル世界を歩めるよう支援すること」が教育の目的。

デジタルシティズンシップを必要とするのは子どもだけではない。

大人もまたデジタルの経験を十分持たない。デジタルシティズンシップは社会全体に必要とされるもの。大人もニセ誤情報に騙される。ネット依存も心配。サービスを提供している会社は、長い時間をサービスに費やしてほしいし、より多くの広告を見てほしいので滞在時間を長くする仕掛けを作っている。

デジタルシティズンシップ教育 Common Sense 教材の6つの領域を理解する

デジタルシティズンシップには6つの領域がある。①プライバシーとセキュリティ／みんなのプライバシーに気を配る②対人関係とコミュニケーション／言葉の行為のパワーを知る③ニュース・メディアリテラシー／批判的思考と創造④デジタル足跡とアイデンティティ／私が誰なのかは自分で決める⑤メディアバランスとウェルビーイング／デジタル生活にバランスを見出す⑥ネットいじめ・もめごと・ヘイトスピーチ／親切と勇気。今日模擬授業をするのは③の「ニュース・メディアリテラシー」

責任のリングから考えるデジタルシティズンシップと探究活動の接点

デジタルシティズンシップの定義は「デジタル技術の利用を通じて社会に積極的に関与し、参加する能力のこと」だが、そもそも社会参加とは何なのか？デジタルシティズンシップの社会参加は「デジタルによって加速されるコミュニケーションやメディアを通じて社会にはたらきかけ貢献すること」でもその素地や実感は学習過程で磨かれているだろうか？ネットを使って他の人と交流する、メディアを使って他の人を説得するとかフィードバックをもらうということがあって初めて意味がある。

スキル×知識の定着には生活文脈と操作・実践可能な環境が不可欠

スキル、知識の定着はとても大切だが、授業の中で教えても子供はのってくれない。彼らの生活文脈とくつつくことが絶対に必要。操作・実践可能な環境がないとダメ。学校でいろいろ教わっても、自分が学校の中でスマホやデジタルの環境を自在に使える環境がなければ、実践できない。探究で情報検索を学ぶのは良いが、自分で自在にこの場所で検索できなければ、知恵にならない。

責任のリングと Next GiGA の目標

デジタルシティズンシップを教えるとき、責任のリングを用いる。＜責任のリングは3層の円で、内側が私（赤）、真ん中が共（緑）外側が公（青）＞普通の責任は緑（共）。顔が見える相手に約束を果たす。でも責任には自分に対する責任（私）もある。自己を管理できているか、健康に生活できるか、時間をマネジメントできるか。デジタルで重要なのは青（公）のところ。自分たちが知らない相手にも影響が及ぶ。子供たちの悪ふざけが、リツイートされて、知らない相手に流れていき問題になる。最初から公になるかもしれないと思っていたら、やめようと考えたかもしれない。でもだから Twitter を使

うなということではない。ネットは使ってなんぼ。使うなというのはもうメッセージにならない。子供たちの生活に不可欠だが、親たちはそれに対してよい印象を持っていないし、将来の役に立たないと思っている。でもちゃんと使えば役に立つ。GIGA を使いこなして、子供たちの役に立って、さらに先に行くにはどういったものが絡んでくるのかまとめてみた。「私」では、ツール・学びの個別化。「共」では相手と顔が見えるやり取りをするがそれは、コミュニケーション・学びの協働化。「公」が日本の学校では決定的に足りていない。探究の活動をしてそれを公にしていますか、ということ。学級の中で発表してもお互いやっていることを知っているので、ふーん、なるほどで終わりだが、ほかの人に見せることで変わってくることを強調したい。

責任のリングと私/私と Tool の観点

Next GIGA には3つの条件がある。①指示やルールがなくても自身の道具として有効活用出来る。②課題(タスク)に対して複数の方法を想起・選択できる。学校の授業だと先生はやり方を一つしか示さない。自分で選ぶ、戦略を自分で立てることはほとんどの子ができないが、これが好き、これはうまくいくというのがわかっているならば、それをすればよい。③他者のトラブルやリスクを一緒に解決・支援できる。

責任のリングと共/共と Communication の観点

共というのはコミュニケーションだが、学校のコミュニケーションは非常に限られている。先生と生徒の個別のやりとり。生徒同士がつながるグループワークという言葉があるがそれはもう死語。ネットはコミュニケーションの方向や相手で枠を作れる。コミュニティを作って、先生だけ話せるようにもできるし、参加する人がトピックを作ってスレッドで話すこともできるし、参加している人が他の人を呼んできてもよい。それがネットの本当に良いところ。学校の先生はネットにすごく慎重で斜めに見ているところがあり、メールもチャットも SNS も学校の中で解禁しているところは少ない。子供にもっと使わせたい。いろいろなことが起こるが使い方を覚えてなんぼでしょという話。

① 相手や場面に応じて適切なコミュニケーション手段と作法を使い分ける。高校生ならこれくらいはやってほしい。②関係のなかで役割を引き受けたりリード・フォローしたりが出来るこれはとても大切。ネットでゆるくつながっている中でそれぞれの役割をとることが自然にできる。③ネットでの他者への頼り方やコミュニティへの貢献の仕方を学ぶ。ネットで他人にたよるというのは、情報モラルでは絶対に言わない。援交やトラブルにつながるから。でもそんなことはない。愚痴を聞いてくれる人、励ましてコメントをくれる人がいる。友達関係が恵まれていれば自然に覚えるかもしれないが、コミュ障の子もいる。ネットが怖いと刷り込まれているので自分では書き込みできない、という子もいる。だが、すごくもったいない。いきなりラインをしなさいとか、オープンなコミュニティに参加しなさいとは言わない。そのために学校がある。学校のクローズなコミュニティで、チャットでいろいろやっていると、例えば小学生くらいではチャットをオープンすると不適切な言葉を書く子がいる。クラスの中ならよいが、外につながっていれば炎上する。ネットは誰に書いているのか、書いていいこと悪いことがあると学ぶ。そういう小さいケガ、経験をしていかないと、ネットはうまく使えない。経験で学ぶことがいっぱいある。

責任のリングと公/Next GIGA 公と media の観点/著作権・肖像権の課題は公の場面で顕在化する

①自身の学びをポートフォリオ化し他者に説明できる これは PBL や探究の学びの評価にかかわってくる。テストができないので、何を学んで成果として得たのか説明してもらうことやパフォーマンスでしか評価できない。ポートフォリオに残すことは将来的な課題。②公に対するメディア・パワーの行使とフィードバックの機会をもつ。日本の子供たちは模造紙に新聞を作るが、ネットにブログは学校で書かせない。でも、海外では書かせている。高校内のクローズなブログに書いて、ほかの子からコメントをもらう。それはいずれ自分が公にどういうことを書くのかの予行演習を兼ねている。③社会参加・課題解決の当事者（アップスタンダー）の認識と役割を引き受ける。メディアを作るのはユーチューブやティックトックで簡単に作れるが、どういう人が見て、どういうメッセージが伝わるのか、子供は意識していない。自分の周りの子からだけ、反応が取ればよいと思っているから。でも公に学校の名前がついて探究の成果としてユーチューブに乗ることになれば、途端に状況は変わる。多くの、自分たちが知らない人にメッセージを届けると自分たちが伝えたいようには伝わらないし、誤解もされるから、公とやりとりをするためのメディアの作り方を本気で考えると思う。そういう場面をつくらないと、著作権・肖像権の問題は子供の自分事にならない。メディアは公にするから問題が起きる。公にかかわる部分で問題は顕在化する。

アップスタンダー社会の担い手としての自律

アメリカのコモンセンスという財団が作っている「市民間のオンライン対話、キャメロン・カスキーとの対話」という動画。アメリカの高校生が、ネットを使って社会運動を展開した結果彼らに起こったこと、考えたこと、学んだことについて語っている。（動画を視聴）

バイスタンダー（傍観者）アップスタンダー（行動者）／我が国の社会的参加に足りないものは

集団の中でいじめる、いじめられる関係を作らないようにするのが最近の考え方。その時にアップスタンダー、行動する人という言い方をする。自分にどういう役割が取れるのか、ネットいじめでは話題にする。地域の課題で課題可決をするときに、足りないのはまさにこれ。バイスタンダー的な考えでは、社会に対して貢献しているという意識は普通ない。でもそうではなく、何かしらできることがあると考えて、積極的な参画者、創造者として地域にかかわることは、高校生や中学生にとって大切なこと。住んでいる場所から恩恵を受けているが、自分から何かをお返りする、役に立てるということを経験としてほとんど積めない。被災の時は違い、東北の大震災の時は中学生が大活躍をした。地域の担い手として重要だし、よく働いてくれる大切な存在だが、非常時にしか彼らの存在感を示せないのはおかしい。

市民参加の階梯（はしご）

地域とつないで行動して形にしていくところで、ぜひ覚えていていただきたいのがアーンスタインの「市民参加の階梯（はしご）」。行政が市民参加をするときにいろいろ段階があることを模式で示している。最初は操作・ごまかし、ガス抜き、情報提供、意見徴収・協議、懐柔と続き、協働以上、一緒にプランを考えようとか、課題を突き詰めて討論しようというくらいになると、街づくりや市民参加として機能するのは子供も同じ。ルールメイキングするというのは最近の流れだが、それは対等ではない関係で作られている。子供は立場が弱いから、自分たちができること、担えることを非常に矮小化してとらえてしまうことは考えどころ。デジタルシティズンシップ的にはコミュニケーションも使え、メディアとやり取りもできたうえで、いったい何を還元するのかをぜひ考えたい。

子どもの生活文脈学びの高度化テクノロジーとの活用ステージは強く関連する

子どもたちはこういう飛び道具がないとデジタルの海をうまく泳げない。だから子供たちにそういった能力をつけていくことはとても大切。そのうえで情報検索をどうやってしていくか。例えば答えが一つで教科書に書いてあるようなことを情報検索することは、あまり子供たちの動機付けにはならないし、ライブなネットの使い方としては面白くない。必要なのは動いているような事象をどうとらえるかで、難しいけれどこれができてこそネット。情報がどういう伝わり方をして、どういう立場の人が情報を投げているかによって反応は大きく変わるの面白い。ある小学校が違法な授業をしていたという記事がでた。だが情報のソースは何だか怪しい。記事の背景を考えると政治的な意図があってやっていることに思えるし、その次の情報が出てくると、どういう背景だったのか見えてくるはず。重要なのはそこからで背景を知ること。

メディアの縦読みと横読み フェイクニュース（誤情報・偽情報）に対抗する／縦読みとチェックリスト

縦読みをするときのチェックリストは情報自体がどういう信頼性があるのか、中のコンテンツを読むというやり方。法政大学の坂本先生がお書きになった「だいじかな」を拝借した。(だ) 誰が作ったのか。
(い) いつ作ったのか。(じ) 事実か？参照はあるか？意見なのか何かを参照しているのか。論文なのか単なる意見記事なのか。(か) 自分とどんな関係があるか？(な) なぜこの情報は作られたか？ (な) が大事。そこに意図がある。2000年ころ、海外の文献をあたってみたらこれがあり、調べたことに信頼性があるのかどうかを知るための教材がたくさんあった。インターネットで検索してそれをレポートにすることに対しては、いろいろな意見があるということがわかった。

横読みの方法 Lateral Reading

スタンフォードの歴史教育グループは縦読みには意味がないと言っている。ネットの情報は膨大すぎて、縦に読むと彼らがやっていることに巻き込まれる。もっとドライに見る方法がある。それはラテ、横に読むということ。横とは何かというと、ウェブの画面を見ていると上にタブが出てくる。ネットで仕事していると参照してタブに入れてページを作ると、横に並ぶ。それを横に読んでいくのが横読み。当該の情報のサイトの外側から、信頼度を探る。すごく面白い。ただし情報そのものを縦に読んでいくのとは決定的に価値観が違う。重要なことを3つあげる。①情報の背後にいるのは誰か？②エビデンスはなにか？③他のソースは何を語っているか？午後は模擬授業で①と②を実際にやってみる。

模擬授業の説明部分 *説明の後、実際に情報を見分ける課題を実施

スタンフォードの歴史教育グループ作成の動画 (動画視聴・以下概略)

人々は洗練された現代的なウェブサイトのデザインに騙されてしまう。オンライン・コンテンツを評価するスキルを持たない学生が増えている。プロのファクトチェッカーはラテラルリーディングと呼ぶ戦略を採用している。ファクトチェッカーは見知らぬサイトを調査する際、まず別の場所に行きより広いウェブを参照することで、消費する情報の背後に誰がいるのか、その情報を信頼すべきかどうかを知る。私たちのアプローチは情報の質を判断するために専門家が行っていることに基づいている。私たちの目標は生徒をプロのファクトチェッカーにすることではない。簡単にマスターできよくある間違いを避けるスキルを身につけること。生徒が信頼できる情報源と信頼できない情報源を見分けることができれば、操作される可能性は低くなり十分な情報に基づいた意思決定をする準備が整う。

スタンフォードのチームが作った動画ではラテラルをするときに、ウィキペディアを結構使い、重要なソースとしてみている。学校では誰でも書き換えられるからウィキペディアを使うなど言っている。調査したところ、ウィキペディアは一般的な科学的な知識に関する説明で間違いが4か所あり、ブリタニカは3か所でありあまり変わらない。皆が調べて争点になり書き換えの戦争が起こりそうなものは、編集ができないようにロックがかかっている。ウィキペディアのエディターの中のヒエラルキーの高い人でなくては書き換えられない。ウィキペディアはすぐ項目をつくり、それが更新されていくところに最大の売りがある。アメリカのウィキペディアは記述の中にたくさん参考文献がある。日本のウィキペディアは参考文献があまり載っていない。ファクトチェッカーは参考文献にヒントをもらう。具体的にどうやってファクトチェックをしているのか映像で見せたい。(動画を視聴、以下概略)

- ① 投稿をどう評価するか、その過程で情報の背後に誰がいるか、情報をそのまま読むのではなく、一步引いて問う。
- ② 情報を発信したツイッターのアカウントを調べる。アカウントのプロフィールを見てプロフィール写真と簡単な説明をチェックする。アカウント名や説明はアカウントの運営者がデザインしていて、嘘をつくことができることを忘れてはいけない。
- ③ アカウントについて他の人が何を言っているかチェックする。その際、検索結果をクリックする前に注意深く見る「クリックの抑制」をする。最初の方の情報はアカウント自体から出ているのでクリックしない。検索結果の中で、信頼性の高い情報源から出ている情報をクリックする。
- ④ 情報を手掛かりに、アカウントの背後に誰がいるのか考える。

クリックを抑制する。

リストの一番上をクリックしてはいけない。検索したページの周りをみる。PRが多いとか、スミペット(要約)にネガなことが多いとかわかる。そのうえで一番まともなものを引いていく。(大手で信頼性が高いと言われている出版社からでてくる情報など) 中高生が調べ物をしていて、陰謀論にはまってしまふパターンがある。検索されてでてくる結果自体が履歴によって操作されているということに気を付けて欲しい。記事かと思って開こうとするとPR。開かせようとして仕組まれている。背後にあるアルゴリズムや仕掛けについて気づくことを並行して進めていく。

講演質疑応答

Q. 日本語の教材はありますか？

A. 間に合わなかった。日本語のウィキペディアは英語のと比べて引用が少なくダメ。

Q. TwitterやFacebookなどのSNSをする必要があるのか？

A. 小中高生は、学校内のクローズのSNSをする必要がある。子どもたちにいきなり外海に出て波にさらわれる経験をしてほしくない。読んでいるだけでは面白くないし、閉ざされた中でコミュニケーションする経験が必要。大人の場合は、安全性を考えるとFacebookがよい。チャットは小学生から体験させたい。キーボード入力が速くなる。

Q. 探究学習でネットの裏が見抜けなくてよくないというケースはあるのか？

A. そこまでいきつけてない。健康食品など怪しい情報もあるがそういうテーマは選ばない。

Q. このような研修は必須ではないか

A. 今日の研修は概論。系統だって学ぶ必要がある。興味があれば日本デジタルシティズンシップ研究会

オンラインゼミに参加してほしい

インターネットの知識は大学生でも怪しい。アプリで開いてしまうから、アドレスの知識がない、ドメインを知らない。ドメインはインターネットの住所だからこれで判断することは重要。基本的スキルがないがしろにされている。小中高のどの段階で学ぶか、押し付け合っていて難しいと感じている。

Q. 学校内の子どもたちのやり取りはあるのか

A. 1995年にアップルと連携して小1からオンラインで全国の学校で交流するメディアキッズを立ち上げた。小学生からオンラインでのコミュニティは可能。探究で使えるインタレストコミュニティやグループはまだ作れていないが、作っていくと面白いと思う。

Q. デジタルシティズンシップとSTEM/PBL導入は同時が良いか？

A. 設計しだい。いっぺんにやったほうが親和性は高い。一斉授業をされていてデジタルシティズンシップをやっても必要ないということになるし、プロジェクトを進める中でネットの制限があって使えないというのはおかしい。ツールとして使える状況をつくらないといけないし、行動規範を学ぶことも同時にやらないとプロジェクトは成功しない。プログラムを組むときに俯瞰的に見る必要がある。

Q. 職員間の情報格差が大きい。研修が必要。日本版教材開発をお願いしたい。

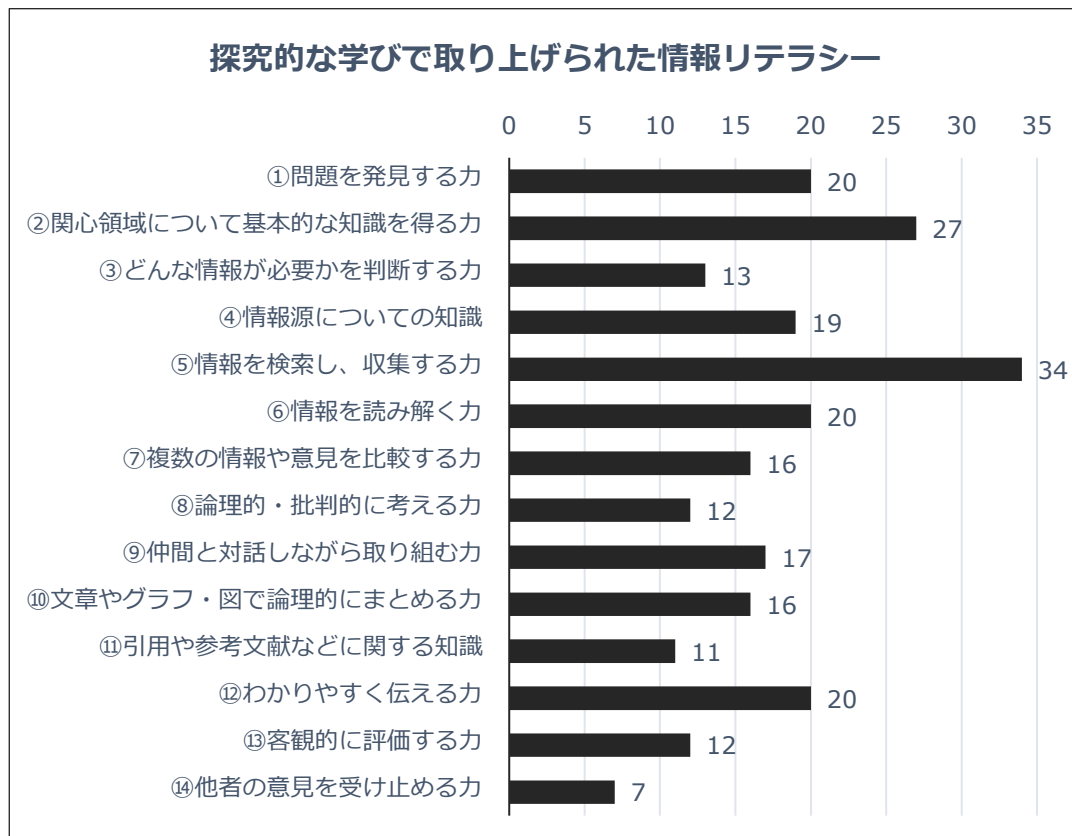
A. デジタルシティズンシップ教育については、小中は頻りに校内研修をしているが、高校ではほとんどしていない。

実践レポート①

「生徒の資料・情報探索を支援して」

諏訪清陵高校・附属中学校 学校司書 松井正英さん

中高一貫校で、学校司書が生徒の発達段階に応じた情報探索ガイダンスを実施している様子が報告されました。



○生徒の資料・情報探索の課題と対応

- ① Google や Yahoo! で検索すればなんでも出てくると思っている
- ② 自分が調べたいことは、そのテーマの言葉が書名に入っている本を探せばいいと思っ
ている
- ③ 調べたいテーマにある言葉（キーワード）や最初に思いついた言葉でしか検索しない

この3つの課題を挙げ、具体的な対応の例を紹介。

例)「班田収授法」を調べようとして困っている中1の生徒に対して

「そもそも件名標目表（本を分類する際に付与する検索キーワードをまとめた表）に含まれていない言葉なので、蔵書検索をしても引っかけこない」と指摘。検索キーワードを本で調べ直すことで関連語や上位語を確認し、検索しなおすよう促した。

○生徒自身がステップアップしていく「情報探索ガイダンス」の実施

中高一貫の6年間に、何度も実施しています。学年が上がるにつれ、より高い情報探索能力を身につけられるようなガイダンスが、資料をもとに説明されました。図書館での本の探し方に始まり、ウェブサイトの特徴やOPAC（他の図書館の蔵書検索をオンラインで行う）の方法、さらにはウェブ検索に役立つ検索演算子までを知ることができるガイダンスです。一定の効果があったとの感想が生徒から得られているそうです。

学校司書による情報探索ガイダンスは、機会が少ないため全部一気に伝えようとしがちです。諏訪清陵では、学校司書が授業者に対し積極的に提案することでガイダンスの回数を増やし、少しずつ確実に生徒へ伝えていることがわかりました。

多様で膨大な情報の中から必要なものを探し出し役立てる力を身につけることが、今の子どもたちに求められています。学校司書がどのようにガイドしていけば良いのかが具体的に示されたレポートでした。

実践レポート②

「図書館を使った授業の実践 in 木曽青峰;

どうしたら役立つ学校図書館になるのか 本で調べる意義とは」

木曽青峰高校 学校司書 三澤五月さん

木曽青峰高校は、全日制4科4クラス、定時制1クラス。図書館は4スパンと標準より広く、閲覧机10、蔵書検索用パソコン3台。電子黒板は昨年まで他の部屋と共用だったが、今年度から専用になった。図書館の特徴としては、①4科の専門書が多く、森林・建築・木工・インテリアなどの本が充実している。②2回の統合を経て蔵書数が多い ③生徒が制作した書架案内板や入口の時計などの生徒作品が多い。蔵書数は39,440冊であるが半分以上が20年以上経過した古い本。貸出は一人当たり6.2冊。授業利用時間は、探究開始の2019年が204時間、2022年289時間と非常に増えている。

図書館を使った授業では、調べもの、ディベート、ポスター作成、資料集とスマホを使った調べ学習、インテリア科の生徒による案内板の設置、おためし読書、百科事典を使った調べ学習など幅広い。中信地区SLAでは継続して図書館を利用した授業の記録をとっており、配布資料は7年間の事例をまとめた

もの。例を挙げると、インテリア科の卒業制作では図書館が好きな生徒が図書館の要望にそった案内板などを制作、国語は、語句調べ、テーマに沿って本を読みPOPや帯にする、ビブリオバトル、ディベート、短歌や俳句、エッセイ、取材などの制作、「山月記」「戦争」など単元に関わって関連本を読む、新書点検読書など。数学は利用は少ないが興味深いテーマで調べ学習をしている。地歴公民はテーマを与えてレポート作成するというものが多いが、「世界遺産」「旅行計画」などもある。理科は調査、まとめ、発表のかたちをとるものが多い。面白いものでは、免疫を擬人化して紙芝居をつくった。理数探究、森林環境、インテリア科の課題研究、普通科の探究ではそれぞれガイダンスを行い、その都度レファレンスに応じ資料提供をしている。こうしてみると教科の特性による違いが見えてくる。図書館としては求められた資料を早く確実に提供しなければ役に立てないので、資料を充実させていくことが求められる。

授業がどう行われたかもう少し詳しい記録があったほうが良いということで、2022年度から松塩木曾地区で授業記録シートをとり始めた。先生に「学習のねらい」「学習活動の展開」「指導のポイント」を記入してもらった。「地図の創造力」の授業のきっかけは、図書館の地図の本の展示である。先生から様々な地図のリクエストがあり、古い本も活用された。「古典作品でゲームを作ろう」では、生徒の創造力に感心するようなおもしろいボードゲームが完成した。「古典作品を新聞記事にしよう」は、源氏物語「夕顔」からテーマを決めて記事をつくるというもの。クイズや仕掛けを施したおもしろい記事が出来上がり、図書館で保管している。図書館を使った授業の記録用紙は先生方や司書の参考になると思うし、図書館を知ってもらうためのツールとなるのではないかと思うがどうか。学芸大学のデータベースもあり、本校でも2人の先生が利用している。記録をとることは先生方には負担が大きいと思われるので、先生方の意見を聞かせてもらいたい。

生徒に図書館での授業についてのアンケートをとった。全体的に良かったという答えが多く、特に「新書のまわし読み」がよかった、理数探究では物質を調べるのに、ネットよりも詳しく一度にたくさんのが調べられた、授業で強制的に読まざるを得ない状況の中で普段手に取らない本の良さに気づいた、古い本、古い情報だとネットの情報を使いたくなくなってしまっているので改善されるとよいという声があった。

先生方のアンケートでも、授業で使うことで図書館や本に親しむことを評価する声が多かった。またネット情報と書籍情報を比較したり、信頼できるネットの情報を探すなどデジタルシティズンシップ教育への要望もあった。図書館を使う意義についても多くの回答をもらえた。

図書館利用の際の一番重要なことは、先生との打ち合わせだと思っている。どんな資料を用意するか、別置をするか、パスファインダーを渡すか、などを相談したい。作品やレポートは後の授業の参考になるので、ファイリングや製本をして丁寧に保管している。

今後は、様々なWeb情報のメリット、デメリットを伝えていきたい。先生方の負担にならないような支援、気軽に司書に相談できるような雰囲気作りを心掛けていきたい。

Q. 電子黒板が専用になって変わったことは？他に必要な備品は？

A. 電子黒板の移動の手間がなくなったことと、使いたいという申し出が増えた。他には小さなホワイトボードが複数欲しい。先生からは移動可能な机が欲しいという要望がある。